

# 点検評価ポートフォリオ 愛知県立大学

2025 年 5 月



## はじめに

愛知県立大学の源は、1947(昭和 22)年に設置された愛知県立女子専門学校に遡る。第二次世界大戦後の混乱の時代から立ち上がろうという県民の意欲が、国文科、英文科からなる女子専門学校の設置を促した。その後、専門学校の女子短期大学への改組が行われる一方、1957(昭和 32)年には4年制の愛知県立女子大学が設置され、両大学相まって、中部地方の女子高等教育の名門として優れた人材を養成してきた。そして、1966(昭和 41)年、文学部、外国語学部、外国語学部第二部の3学部9学科からなる男女共学の愛知県立大学として新たな出発を遂げるようになった。

1998(平成 10)年に、キャンパスを名古屋市内から長久手市の東部丘陵地帯の一角に移し、施設・設備を一新した。この年に、初めての理系の学部として情報科学部を設置し、文学部ならびに外国語学部の学科の充実を図るとともに、大学院国際文化研究科を設置した。2002(平成 14)年には大学院情報科学研究科の新設も実現した。以来、国際化、情報化、福祉社会化、生涯学習社会化への対応を教育・研究の理念として、有為な人材を愛知県内外に輩出し、また公立大学として地域の発展への貢献を目指してきた。

また一方、看護学部は、その前身を 1968(昭和 43)年に開設された愛知県立看護短期大学に遡る。1989(平成元)年に愛知県下 27 の看護婦養成機関の長より出された大学設置の請願が県議会で採択され、これを受けて「看護大学設置検討会(後に看護大学整備推進会議)」が発足し、1995(平成 7)年に4年制の愛知県立看護大学として開学するに至った。さらに、1999(平成 11)年には大学院看護学研究科看護学専攻修士課程、2003(平成 15)年には看護学部助産師課程を設置した。また、2007(平成 19)年に大学院修士課程に研究コースに加えて高度専門職コース(専門看護師、認定看護管理者、

助産師)を設置して看護実践の高度化・専門化にも対応してきた。

2007(平成 19)年4月より、愛知県立大学及び愛知県立看護大学は、それぞれ地方独立行政法人法に基づいて法人化し、愛知県公立大学法人が設置・運営する大学へと設置形態を変更した。そして、2009(平成 21)年4月、両大学は、文部科学省の設置認可を得て統合し、同時に旧県立大学の学部・大学院を再編成し、5学部4研究科から構成される新しい大学として再出発した。



## 目次

大学の概要	2
大学の目的	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教育研究実施組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>35</b>
取組み1 「教育改善に向けた3ポリシー及び教養教育の理念・目標の点検・評価」	37
取組み2 「内部質保証体制の構築と継続的 point 検・見直し」	38
取組み3 「卒業時アンケートと学修ポートフォリオに基づく教育体制の検証と改善の取組【学修成果】」	39
取組み4 「学生生活・教育支援の充実に向けた取組」	40
取組み5 「科研費申請支援の強化と学内研究助成制度の見直し【研究環境整備】」	41
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>43</b>
取組み1 「新教養教育カリキュラム「県大世界あいち学」	45
取組み2 「学部・研究科横断及び他機関との連携による教育研究の推進」	46
取組み3 「学生の自主的・主体的な教育研究活動を支援する取組」	47
取組み4 「地域課題に応えるコミュニティ通訳学コースの新設」	48
取組み5 「研究推進に向けた組織改革」	49
認証評価共通基礎データ	51

## 大学の概要

### (1) 大学名

愛知県立大学

### (2) 所在地

長久手キャンパス：愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522-3

守山キャンパス：愛知県名古屋市守山区上志段味東谷

サテライトキャンパス：愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38 愛知県産業労働センター ウィンク  
あいち 15 階

### (3) 学部等の構成

学 部：外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部、看護学部、情報科学部

研究科：国際文化研究科、人間発達学研究科、看護学研究科、情報科学研究科

その他組織：入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター、  
地域連携センター、戦略企画・広報室、国際戦略室

### (4) 学生数及び教職員数（2025 年 5 月 1 日現在）

学生数：3,499 名（学部 3,278 名、大学院 221 名）

専任教員数：214 名（学長含む）

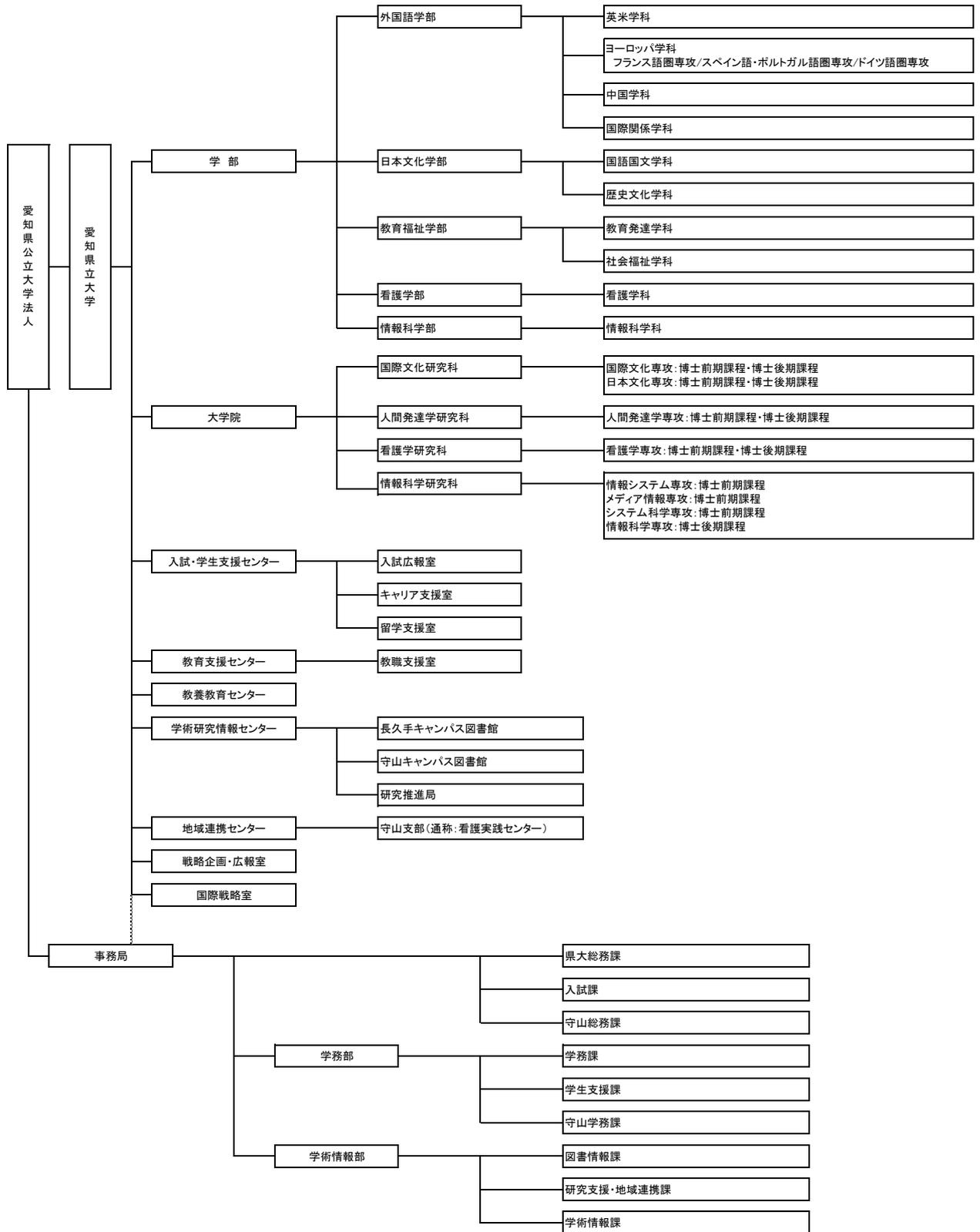
職員数：103 名

### (5) 理念と特徴

愛知県立大学は、母体となった 2 大学の良き伝統を継承しつつ、文系、理系双方の学部を擁する複  
合大学のメリットを生かして、以下の理念のもとに教育・研究を進めている。

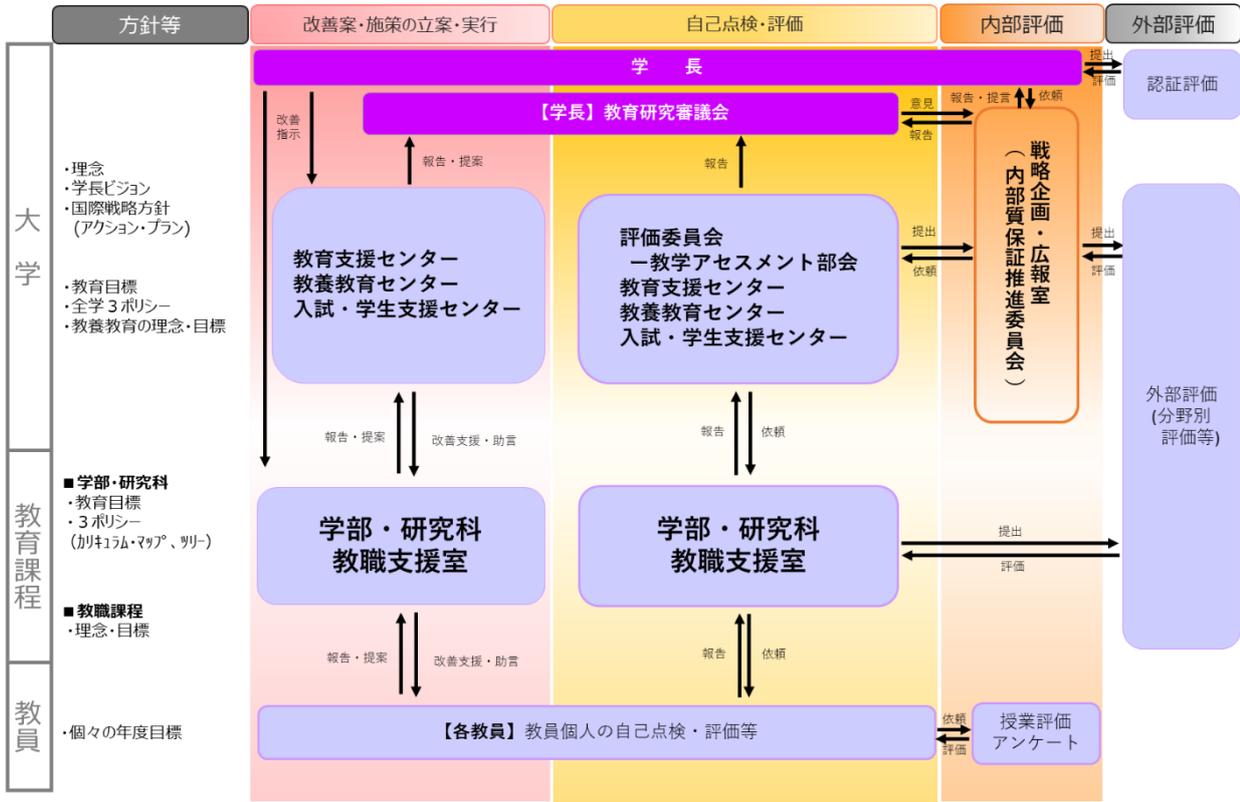
- I 「知識基盤社会」と言われる 21 世紀において、知の探求に果敢に挑戦する研究者と知の獲得  
に情熱を燃やす学生が、相互に啓発し学びあう「知の拠点」を目指す。
- II 「地方分権の時代」において、高まる高等教育の需要に応える公立の大学として、良質の研究  
とこれに裏付けられた良質の教育を進めるとともに、その成果をもって地域社会・国際社会に  
貢献する。
- III 自然と人間の共生、科学技術と人間の共生、人間社会における様々な人々や文化の共生を含む  
「成熟した共生社会」の実現を見据え、これに資する研究と教育、地域連携を進める。

(6) 大学組織図 (2025年5月1日時点)

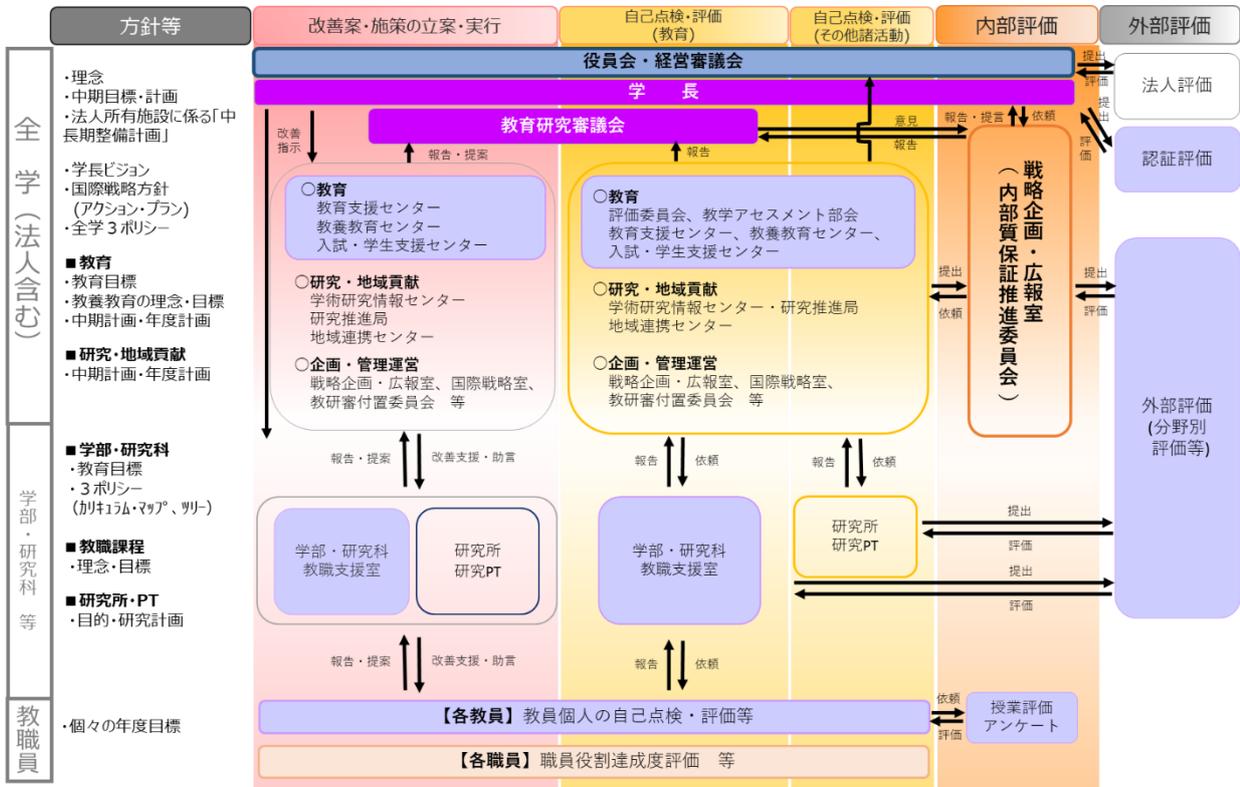


(7) 内部質保証体制図

教育に焦点を当てた内部質保証体制図 ※全体図のうち「教育」にかかる部分のみに焦点を当てて作成したもの



大学・法人管理運営も含めた内部質保証体制図



本学では、教育だけでなく大学運営全体に関しても内部質保証体制を構築している。主として教育活動に関する内部質保証に責任を負う全学組織として「評価委員会」を位置付け、大学運営を含む全学レベルの内部質保証に責任を負う組織として学長直属の「戦略企画・広報室」のもとに「内部質保証推進委員会」を設置している。これらの関係性を2つの体制図により明示している。

## 大学の目的

### 愛知県立大学学則

第1条 愛知県立大学（以下「本学」という。）は、愛知県における知の拠点として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な人材を育成するとともに、文化の創造と発展並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 愛知県立大学大学院学則

第1条 愛知県立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、優れた研究者及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、地域社会及び国際社会の文化の発展に寄与することを目的とする。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 大学の目的

本学は、2009(平成 21)年 4 月、愛知県立大学と愛知県立看護大学が統合され「愛知県立大学」として設置された。目的は愛知県立大学学則第 1 条で「愛知県における知の拠点として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な人材を育成するとともに、文化の創造と発展並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、教育研究上の目的を学部ごとに定め、本学ウェブサイトにて公開している。

### 2) 学部学科組織

愛知県立大学学則第 1 条で定めた教育研究上の目的を達成するため、外国語学部(4 学科:英米学科、ヨーロッパ学科(フランス語圏専攻、スペイン語・ポルトガル語圏専攻、ドイツ語圏専攻)、中国学科、国際関係学科)、日本文化学部(2 学科:国語国文学科、歴史文化学科)、教育福祉学部(2 学科:教育発達学科、社会福祉学科)、看護学部(1 学科:看護学科)、情報科学部(1 学科:情報科学科)の文系・理系の両分野を含む 5 学部 10 学科を設置している。

各学部・学科において、自然と人間の共生、科学技術と人間の共生、人間社会における様々な人々や文化の共生を含む「成熟した共生社会」の実現を見据え、これに資する研究と教育、地域連携を進めている。

また、大学設置基準第 2 条に基づき、愛知県立大学学則第 3 条及び各学部の履修規程において、各学部の教育研究及び人材育成の目的を定めている。

### 3) 収容定員

愛知県立大学学則第 5 条別表第1において学科ごとに入学定員及び収容定員を定めている。入試・学生支援センターにおいて、志願者・受験者・入学者の推移や入学者アンケートの分析が行われており、入学者選抜委員会及び教育研究審議会において報告、確認されている。これらも踏まえ各学部の入学定員・収容定員の管理がなされており、定員充足率については認証評価基礎データのとおり適切な水準で推移している。

### ○入学定員及び収容定員(2025 年度)

学部	学科	入学定員	収容定員	
外国語学部	英米学科	90人	370人	
	ヨーロッパ学科	フランス語圏専攻	45人	180人
		スペイン語・ポルトガル語圏専攻	55人	210人
		ドイツ語圏専攻	45人	180人
	中国学科	50人	200人	
日本文化学部	国際関係学科	55人	220人	
	国語国文学科	50人	200人	
教育福祉学部	歴史文化学科	50人	200人	
	教育発達学科	40人	160人	
看護学部	社会福祉学科	50人	200人	
	看護学科	90人	360人	
情報科学部	情報科学科	90人	360人	
合計		710人	2,840人	

### ○2025 年度入学者数等(2025.5.1 現在)

		2025年度入学者数等				2025年度学生数	収容定員	
		受験者数	合格者数	倍率(※1)	入学者数			
外国語学部	英米学科	266	108	2.5	100	446	370	
	ヨーロッパ学科	フランス語圏専攻	209	54	3.9	52	216	180
		スペイン語・ポルトガル語圏専攻	235	67	3.5	61	263	210
		ドイツ語圏専攻	136	57	2.4	50	215	180
	中国学科	134	63	2.1	60	244	200	
日本文化学部	国際関係学科	237	62	3.8	56	265	220	
	国語国文学科	206	59	3.5	56	224	200	
教育福祉学部	歴史文化学科	189	59	3.2	55	231	200	
	教育発達学科	143	44	3.3	42	170	160	
看護学部	社会福祉学科	184	57	3.2	51	224	200	
	看護学科	284	92	3.1	91	370	360	
情報科学部	情報科学科	290	98	3.0	94	410(※2)	360	
合計		2,513	820	3.1	768	3,278	2,840	

(※1) 倍率＝受験者数／合格者数 (小数点第 2 位を四捨五入)

(※2) 編入学で入学した者も含む

編入学(3 年次編入)

	2025年度入学者数等			
	受験者数	合格者数	倍率(※)	入学者数
情報科学部情報科学科	5	2	2.5	0
合計	5	2	2.5	0

(※) 倍率＝受験者数／合格者数 (小数点第 2 位を四捨五入)

### 4) 名称

大学、学部及び学科の名称は、愛知県が設置する公立大学として、また、各学部・学科専攻の教育研究及び人材育成の目的に鑑みて、適当である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学の目的に合致した学部・学科構成であり、適正な定員管理がなされている。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条（大学）</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<a href="#">学則</a> 第1条（目的）  <a href="#">ウェブサイト（沿革と理念）</a>
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	同上
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条（教育研究上の目的）</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<a href="#">学則</a> 第3条（教育研究上の目的の公表等） <a href="#">ウェブサイト（大学の教育研究上の目的）</a>
④	<b>第三条（学部）</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<a href="#">学則</a> 第4条（学部、学科及び専攻）
⑤	<b>第四条（学科）</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	同上
⑥	<b>第五条（課程）</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	<b>第十八条</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 <b>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</b>	<a href="#">学則</a> 第5条（収容定員）別表第1
⑧	<b>第四十条の四（大学等の名称）</b> 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<a href="#">学則</a> 第1条（目的） 第4条（学部、学科及び専攻）

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 大学院の目的

愛知県立大学大学院学則第1条において「愛知県立大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、優れた研究者及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、地域社会及び国際社会の文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、教育研究上の目的を研究科ごとに定め、本学ウェブサイトにて公開している。

### 2) 組織 (表1参照)

愛知県立大学大学院学則第1条に定めた教育研究上の目的を達成するため、国際文化研究科国際文化専攻、日本文化専攻(博士前期・後期課程)、人間発達学研究科人間発達学専攻(博士前期・後期課程)、看護学研究科看護学専攻(博士前期・後期課程)、情報科学研究科情報システム専攻、メディア情報専攻、システム科学専攻(博士前期課程)、情報科学専攻(博士後期課程)の4研究科8専攻を設置している。

### 3) 収容定員 (表2参照)

愛知県立大学大学院学則第6条において、各研究科・専攻で収容定員を定めている。定員充足状況や入学者選抜にかかる入学定員超過率等については、入試・学生支援センター及び各研究科において管理しており、定員充足率は認証評価基礎データのとおり概ね適切な水準で推移している。

入学定員については、国際文化研究科国際文化専攻において未充足の状況が続いたことから、研究科会議及び外国語学部教授会(学部企画委員会・学部人事委員会)において対応策を検討し、「コミュニティ通訳学コース」の開設やプレゼンテーション型入試の導入などに取り組んだ結果、2021年度以降の入学定員充足率は改善傾向にある。また、情報科学研究科博士後期課程における入学者確保の対応策として、内部進学者増加に向けた経済的支援策等について学部教務委員会で作案し、全学教務委員会において導入を検討している。

### 4) 名称

研究科・専攻等の名称は、各研究科・専攻の教育研究及び人材育成の目的に鑑みて、適当である。

○表1 各研究科の専攻及び課程

研究科	専攻	課程
国際文化研究科	国際文化	博士前期
		博士後期
	日本文化	博士前期
		博士後期
人間発達学研究科	人間発達学	博士前期 博士後期
看護学研究科	看護学	博士前期 博士後期
情報科学研究科	情報システム	博士前期
	メディア情報	
	システム科学	
	情報科学	博士後期

○表2 2025年度入学者数等(2025.5.1現在)

		2025年度入学者数等				2025年度 学生数	収容 定員
		受験者数	合格者数	倍率 (※1)	入学者数		
国際文化 研究科	国際文化専攻 (博士前期課程)	19	12	1.6	10	32	20
	国際文化専攻 (博士後期課程)	2	2	1.0	2	11	9
	日本文化専攻 (博士前期課程)	8	3	2.7	3	10	10
	日本文化専攻 (博士後期課程)	1	1	1.0	1	5	6
人間発達学 研究科	人間発達学専攻 (博士前期課程)	17	10	1.7	10	20	20
	人間発達学専攻 (博士後期課程)	3	2	1.5	2	11	9
看護学 研究科	看護学専攻 (博士前期課程)	37	22	1.7	18	44	42
	看護学専攻 (博士後期課程)	2	1	2.0	1	12	12
情報科学 研究科	情報システム専攻 (博士前期課程)	12	12	1.0	12	23	20
	メディア情報専攻 (博士前期課程)	10	10	1.0	9	22	20
	システム科学専攻 (博士前期課程)	14	13	1.1	13	25	20
	情報科学専攻 (博士後期課程)	2	2	1.0	2	6	9
合計		127	90	1.4	83	221	197

(※)倍率=受験者数/合格者数(小数点第2位を四捨五入)

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程において、コースの新設や新たな入試形態の導入等により、入学定員充足率が改善された。
改善を要する点	一部の博士後期課程における入学者確保

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。            ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第1条（目的）</p>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第1条（目的）  <a href="#">ウェブサイト（教育研究上の目的）</a></p>
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。            2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第4条（課程）</p>
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。            2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。            3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第4条（課程）            第12条（修業年限）            第13条（在学期間）  <a href="#">愛知県立大学長期履修制度に関する規程</a></p>
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。            2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。            3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。            4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。            5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	同上
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第6条（収容定員）            第7条（職員）            第8条（研究科長）            第9条（研究科会議）</p>
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。            2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第5条（研究科及び専攻）            別表第1</p>
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。            3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第6条（収容定員）            別表第2</p>
⑨	<p><b>第二十二条の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a>            第5条（研究科及び専攻）</p>

## □ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 教授会

愛知県立大学学則第 12 条に基づき、学部ごとに教授会を設置し、月1~2 回程度開催している。教授会では、入学及び卒業、学位授与について審議し、学長の求めに応じて、教育課程の編成、学生の休学、復学、退学等学籍の変更、厚生補導や賞罰等についての意見を提出している。教授会の構成員は、各学部の教授会規程に定められており、看護学部においては教授、准教授及び常勤の講師、それ以外の学部においては教授、准教授、常勤の講師及び助教となっている。

#### 2) 教育研究実施組織

本学の教員は学部にも所属し、大学院における教育研究を兼務している。守山キャンパスの看護学部、長久手キャンパスのその他4学部それぞれに必要な専任教員を配置し、各学部の教育を担っている。各学部には、学部長を置き、その責任の下、教育研究に関わる各種委員会を組織し、所属教員の役割を明確化している。また、愛知県公立大学法人組織規則第4条により、教員及び事務職員の協働や組織的な連携を図るため、5 つのセンター(入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター、地域連携センター)及び2つの室(戦略企画・広報室、国際戦略室)を設置し、各センター及び室に教員及び事務職員を配置し、各学部委員会等との連携を図っている。

教育研究に係る事項については、各学科・専攻で検討した上で、各学科・専攻の代表教員で構成する各学部・研究科委員会を経て、教授会・研究科会議で審議している。さらに、全学的な審議が必要な案件については、各センター等が掌握する各全学委員会で審議した上で、教育研究審議会に諮っている。

教員の採用については、学部長等が人事委員会に要望を行うことにより開始する。人事委員会は中期目標・中期計画の内容、経営審議会の方針及び関係の諸規程を考慮し、募集手続の開始の是非及び募集内容について検討を行う。人事委員会が要望を承認した場合、学部長等は、募集手続を開始し、候補者の業績及び能力の審査を行い、その結果を人事委員会に報告する。人事委員会は、学部長等の報告内容について審査し、採用の是非を学長に勧告する。学長は人事委員会の勧告を教育研究審議会に諮った上で、採用の是非を決定し、理事長へ申し出る。理事長は学長からの申し出に基づき採用を行う。

教員資格については愛知県立大学教員資格審査基準に定めている。

#### 3) 授業科目の担当

主要授業科目の定義は学部ごとに定めており、下表の通り、そのほとんどを専任教員が担当している。

#### ○主要授業科目の専任教員担当率

外国語	日本文化	教育福祉	情報	看護
74.4%	70.3%	79.3%	100%	86.4%

また、演習、実験、実習又は実技を伴う科目については、ティーチング・アシスタント(TA)や専門職員等が授業の補助を行い、円滑な進行に努めている。

#### 4) 専任教員

専任教員の数は下表のとおり、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。また、専任教員の年齢構成(本学ウェブサイト参照)においても著しい偏りはなく配置されている。

#### ○学士課程における職位別専任教員数

(2025年5月1日現在)

		取容定員	必要な専任教員数※	専任教員数				
				計	教授	准教授	講師	助教
外国語学部	英米学科	370	6	21	9	10	2	—
	ヨーロッパ学科	—	16	31	15	13	3	—
	(フランス語圏専攻)	180	(5)	(10)	(4)	(4)	(2)	—
	(スペイン語・ポルトガル語圏専攻)	210	(6)	(11)	(6)	(5)	—	—
	(ドイツ語圏専攻)	180	(5)	(10)	(5)	(4)	(1)	—
	中国学科	200	6	11	4	7	—	—
	国際関係学科	220	8	15	7	7	1	—
日本文化学部	国語国文学科	200	6	9	5	3	1	—
	歴史文化学科	200	6	9	3	6	—	—
教育福祉学部	教育発達学科	160	8	14	7	5	2	—
	社会福祉学科	200	12	13	7	5	1	—
看護学部	看護学科	360	12	53	16	10	14	13
情報科学部	情報科学科	360	14	30	15	13	2	—
	その他組織(教職支援室)	—	—	1	1	—	—	—
	その他組織(教養教育センター)	—	—	5	—	4	1	—
	(大学全体の取容定員に応じた教員数)	—	28	—	—	—	—	—
	合計	2,840	122	212	89	83	27	13

( )は学科内の専攻ごとの内訳

※教職課程に必要な教員数を除く

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学設置基準に照らして、必要な教員数を上回って教員を配置し、年齢構成についても偏りなく配置している。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b>            大学に、教授会を置く。            ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。            一 学生の入学、卒業及び課程の修了            二 学位の授与            三 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの            ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。            ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p><b>学則</b>            第12条（教授会）            第13条（委任）</p> <p><a href="#">教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程</a></p> <p>各学部教授会規程（別添）</p>
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。            3 省略            4 省略            5 省略            6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p><a href="#">愛知県立大学人事委員会規程</a></p> <p><a href="#">愛知県立大学教員等人事手続規程</a></p> <p><a href="#">愛知県立大学教員資格審査基準</a></p> <p><a href="#">ウェブサイト（教員数）</a>  <a href="#">ウェブサイト（教員一覧）</a></p> <p><a href="#">愛知県公立大学法人組織規程</a></p> <p><a href="#">ウェブサイト（組織図）</a></p>
③	<p><b>第八条（授業科目の担当）</b>            大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。            2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。            3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>主要授業科目の定義（別添）  <a href="#">シラバス</a></p> <p><a href="#">愛知県立大学 TA・SA・RA 規程</a></p>
④	<p><b>第十条（基幹教員数）</b>            大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p><a href="#">ウェブサイト（教員数）</a></p> <p><b>学則</b>            第5条（収容定員）別表第1</p> <p>認証評価共通基礎データ</p>

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。</p> <p>大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）            附則 第四条            この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。            一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
--

## ロ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 研究科会議 愛知県立大学大学院学則第 9 条に基づき、研究科会議を設置している。研究科会議は、研究科所属教員により構成され、月 1～2 回程度、原則教授会に引き続いて開催している。研究科会議では、入学及び課程の修了認定、学位授与について審議し、教育課程の編成、学籍の変更、学生の厚生補導や賞罰等については、学長の求めに応じて意見を提出している。研究科会議の構成は各研究科の研究科会議規程に定められており、国際文化研究科及び人間発達学研究科は授業を担当する専任教員により、看護学研究科、情報科学研究科は授業を担当する教授、准教授及び常勤の講師となっている。</p> <p>2) 教育研究実施組織 守山キャンパスの看護学研究科、長久手キャンパスのその他 3 研究科にそれぞれ必要な専任教員を配置しており、学部に所属している教員が、大学院における教育研究を兼務している。各研究科に研究科長を置き、研究科長は学部長が兼務する。ただし、2 学部に跨って置かれる国際文化研究科については、外国語学部長及び日本文化学部長のいずれか一方が研究科長となり、他方が副研究科長となる。</p> <p>教員及び事務職員の協働や組織的な連携を図るための体制については学部における委員会と同様である。</p> <p>教員の採用については学部の教員採用と同様に、愛知県立大学教員等人事手続規程第 2 条に基づき実施しており、教員資格についても学部と同様に愛知県立大学教員資格審査基準に定めている。</p> <p>また、研究指導教員・研究指導教員の資格審査基準等については、研究科ごとに内規や申し合わせ等において定めている。</p> <p>3) 教員構成 大学院に配置する教員数等については表 1・2 のとおり、大学院設置基準に照らして必要な教員数を確保している。教員の年齢構成については、前述のとおりである。</p>	<p>○表 1 博士前期課程における研究指導教員及び研究指導補助教員の数(2025 年 5 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻</th> <th>研究指導教員数</th> <th>教授数</th> <th>研究指導補助教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際文化研究科</td> <td>国際文化専攻</td> <td>38</td> <td>28</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>日本文化専攻</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>人間発達学研究科</td> <td>人間発達学専攻</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科</td> <td>看護学専攻</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報科学研究科</td> <td>情報システム専攻</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>メディア情報専攻</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>システム科学専攻</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>○表 2 博士後期課程における研究指導教員及び研究指導補助教員の数(2025 年 5 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻</th> <th>研究指導教員数</th> <th>教授数</th> <th>研究指導補助教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際文化研究科</td> <td>国際文化専攻</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>日本文化専攻</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>人間発達学研究科</td> <td>人間発達学専攻</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科</td> <td>看護学専攻</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>情報科学研究科</td> <td>情報科学専攻</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>63</td> <td>53</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻	研究指導教員数	教授数	研究指導補助教員数	国際文化研究科	国際文化専攻	38	28	30	日本文化専攻	15	8	3	人間発達学研究科	人間発達学専攻	22	14	2	看護学研究科	看護学専攻	17	15	8	情報科学研究科	情報システム専攻	9	4	1	メディア情報専攻	11	6	0	システム科学専攻	8	5	1	計		120	80	48	研究科	専攻	研究指導教員数	教授数	研究指導補助教員数	国際文化研究科	国際文化専攻	14	13	5	日本文化専攻	8	6	3	人間発達学研究科	人間発達学専攻	11	9	2	看護学研究科	看護学専攻	10	10	3	情報科学研究科	情報科学専攻	20	15	8	計		63	53	21
研究科	専攻	研究指導教員数	教授数	研究指導補助教員数																																																																									
国際文化研究科	国際文化専攻	38	28	30																																																																									
	日本文化専攻	15	8	3																																																																									
人間発達学研究科	人間発達学専攻	22	14	2																																																																									
看護学研究科	看護学専攻	17	15	8																																																																									
情報科学研究科	情報システム専攻	9	4	1																																																																									
	メディア情報専攻	11	6	0																																																																									
	システム科学専攻	8	5	1																																																																									
計		120	80	48																																																																									
研究科	専攻	研究指導教員数	教授数	研究指導補助教員数																																																																									
国際文化研究科	国際文化専攻	14	13	5																																																																									
	日本文化専攻	8	6	3																																																																									
人間発達学研究科	人間発達学専攻	11	9	2																																																																									
看護学研究科	看護学専攻	10	10	3																																																																									
情報科学研究科	情報科学専攻	20	15	8																																																																									
計		63	53	21																																																																									
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																																																												
優れた点	大学設置基準に照らして、必要な教員数を上回って教員を配置している。																																																																												
改善を要する点																																																																													

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>大学院設置基準</b></p> <p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 省略            4 省略            5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p><b>大学院学則</b>            第9条（研究科会議）            第10条（委任）</p> <p><a href="#">研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程</a></p> <p>各研究科会議規程（別添）</p> <p>国際文化研究科長・同副科長選考に関する申し合わせ（別添）</p> <p><a href="#">ウェブサイト（教員数）</a></p> <p><a href="#">愛知県公立大学法人組織規則</a></p> <p><a href="#">愛知県立大学教員資格審査基準</a>            国際文化研究科大学院研究指導担当に関する申し合せ（別添）</p> <p>人間発達学研究科研究指導担当教員資格審査基準申し合わせ（別添）</p> <p>看護学部・看護学研究科の教員及び助手の資格審査に関する内規（別添）</p> <p>情報科学研究科の科目担当に関する内規（別添）</p> <p><a href="#">ウェブサイト（組織図）</a></p>
②	<p><b>第九条（教育研究実施組織等）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>同上</p>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>該当なし</p>

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>入学者選抜委員会において学生の募集、入学者選抜の方針、入学試験の実施及び実施方法の検討などを審議し、審議結果を教育研究審議会に報告している。</p> <p>入学者選抜は、各学部のアドミッション・ポリシーに掲げる「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」に基づき実施している。一般選抜、学校推薦型選抜、特別選抜の区分を設定し、区分ごとに評価する能力並びに評価のための具体的方法とその比重を示している。入試は、学長、副学長又は入試・学生支援センター長を総責任者とする試験実施本部を設置し、入学者選抜委員会によって選出された正副実施委員長の指揮の下、関係学部の教員、事務職員が参加して実施している。</p> <p>また、受験者本人が選抜結果の閲覧を希望する場合の対応や、ウェブサイトへの受験者数、合格者数、倍率、合格者平均得点等の公開などにより、選抜の透明性の確保及び情報発信に努めている。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業等</p> <p>本学では全学ポリシーに基づき、各学部・学科のカリキュラム・ポリシー(以下「CP」という)を定め、ウェブサイトに公開している。教養教育においては、本学の特色として打ち出すために教養教育科目の理念を定め、各科目に複数の目標とそれに応じた科目群(「APU 教養コア科目」「世界を理解する」「地域を掘り下げる」「社会に生きる」「科学と人間を深める」「APU 教養特別科目」)を設定し、本学ならではの多様な科目を学修できるよう編成している。専門教育科目は深い学識及び専門的能力を培うため、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシー(以下「DP」という)を設定し、掲げられた能力を修得できるよう、各学部・学科・専攻に必要な専門教育科目を体系的に設定している。なお、科目編成にあたっては、各授業科目と DP、CP の対応関係を整理し、ウェブサイトに公開している。</p> <p>全ての授業科目は学則第 40 条において、全学共通科目、専門教育科目及び免許及び資格に関する科目に区分され、必修単位数並びに履修方法は学則及び各学部・免許資格の履修規程に定められている。また、必修科目は受講年次に応じて段階的に配当され、本学並びに各学部の教育上の目的を達成すべく体系的に編成されている。</p> <p>各授業科目の単位数及び必要時間数については、各学部・免許資格の履修規程において定められている。また、1年</p>	<p>間に履修できる単位数の上限は、48 単位と定められている。</p> <p>3) 成績評価基準・卒業認定要件</p> <p>成績評価基準は全学的に定められており、大学ウェブサイトで公開するほか、学生便覧にも記載して学生に配布している。成績評価は、S(100 点満点で 90 点以上)・A(80 点以上 90 点未満)・B(70 点以上 80 点未満)・C(60 点以上 70 点未満)・D(60 点未満)の 5 段階で行う。S・A・B・C を合格として単位を認定し、D は不合格として単位は認定しない。単位修得の認定については学則第 48 条に定められており、試験の成績に平素の学修状況を加味して行うこととしている。また、試験は学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記、口述又は論文提出等の方法によって行う。各科目の成績評価の方法についてはシラバスに記載している。さらに評価の公平性・厳格性・客観性を確保するため、特に卒業論文等の成績評価に関する学部固有の取組として、シラバスへの成績評価基準の明示と卒業論文の手引きによる学生への周知(外国語学部)、主査・副査による査読及び口頭試問(又は口述試験)に加え各学科内での成績評価の妥当性に関する審議(日本文化学部)、シラバスへの成績評価基準の明示(教育福祉学部)、卒業研究・論文におけるルーブリック評価の実施(看護学部)、卒業研究発表会での評価シートを用いた複数教員による評価(情報科学部)等を行っている。学生は成績評価に関する質問・異議申立がある場合、「成績等質問事項等記載票」を記入の上、学務課に提出することで問い合わせを行うことができる。手続きについては、学内ポータルサイトへの掲示により学生に周知している。</p> <p>卒業必修単位数は学則第 50 条別表 4 において、外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部は 124 単位、看護学部は 129 単位、情報科学部は 126 単位と定められている。卒業認定については、学則第 51 条において本学に所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者に対して、学長は、教授会の議を経て卒業を認定することと定められている。</p> <p>シラバスは、全学教務委員会において策定される作成要領等に基づき各教員が作成し、各学科教務委員が内容を点検・確認のうえ、学務課に確認完了報告を行っている。</p> <p>なお、前回の認証評価において指摘があった、GPA の計算方式については、教育支援センターにおいて即時見直しを行い、2019 年度から改定済みである。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各学部において成績評価の改善に関する不断の取組を続けている。
改善を要する点	FD 等を通じた各学部固有の取組の全学的な共有

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p><a href="#">入試・学生支援センター規程</a>  <a href="#">入学者選抜委員会規程</a>  <a href="#">ウェブサイト（学部入試_募集要項）</a>  <a href="#">ウェブサイト（入学者選抜に関する要項）</a>            学則 第 20 条（入学資格）、第 22 条（入学者の選考）</p>
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b>            大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p><a href="#">ウェブサイト（カリキュラムポリシー）</a>            学則 第 40 条（授業科目の区分）～第 47 条（他の大学等における授業科目の履修）            学位規程</p>
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b>            教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>学則 第 40 条（授業科目の区分）～第 42 条（専門教育科目）  <a href="#">外国語学部履修規程</a>、<a href="#">日本文化学部履修規程</a>、<a href="#">教育福祉学部履修規程</a>、<a href="#">看護学部履修規程</a>、<a href="#">情報科学部履修規程</a></p>
④	<p><b>第二十一条（単位）</b>            各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>学則 第 48 条（単位修得の認定）～第 50 条（卒業に必要な単位数）  <a href="#">外国語学部履修規程</a>  <a href="#">日本文化学部履修規程</a>  <a href="#">教育福祉学部履修規程</a>  <a href="#">看護学部履修規程</a>  <a href="#">情報科学部履修規程</a></p>
⑤	<p><b>第二十二条（一年間の授業時間）</b>            一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p><a href="#">ウェブサイト（年間スケジュール）</a>、学年暦（別添）</p>
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b>            各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>学則 第 17 条（学期）            学年暦（別添）  <a href="#">外国語学部履修規程</a>、<a href="#">日本文化学部履修規程</a>、<a href="#">教育福祉学部履修規程</a>、<a href="#">看護学部履修規程</a>、<a href="#">情報科学部履修規程</a></p>
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b>            授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p><a href="#">シラバス</a>            学則 第 44 条の 2（授業の方法）            授業方法一覧（別添）</p>
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<p><a href="#">シラバス</a>            シラバス確認について（別添）  <a href="#">ウェブサイト（学修成果の評価）</a>            学則 第 50 条（卒業に必要な単位数）、第 51 条（卒業及び学位）            成績評価に関する質問について（別添）            卒業論文等の評価基準（別添）            卒論の手引き（例：フランス）（別添）            ゼミ紹介等（例：国文）（別添）</p>
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b>            大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>学則 第 48 条（単位修得の認定）、第 49 条（他大学等における履修授業科目の単位認定）            ④⑧に同じ</p>
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b>            大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>学則 第 45 条（履修の届出）  <a href="#">外国語学部履修規程</a>、<a href="#">日本文化学部履修規程</a>、<a href="#">教育福祉学部履修規程</a>、<a href="#">看護学部履修規程</a>、<a href="#">情報科学部履修規程</a></p>

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>入学者選抜委員会において学生の募集、入学者選抜の方針、入学試験の実施、入学試験の実施方法の検討などを審議し、審議結果を教育研究審議会に報告している。</p> <p>入学者選抜は、各研究科のアドミッション・ポリシー(以下「AP」という)に掲げる「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」に基づき実施している。一般学生、社会人学生、外国人留学生の区分を設定し、区分ごとに評価する能力並びに評価のための具体的方法とその比重を示している。それぞれ区分において、外国語・専門科目の筆記試験、小論文、口述試験、面接等を組み合わせ、各研究科が求める入学者を選抜している。入試は、学長、副学長又は入試・学生支援センター長を総責任者とする試験実施本部を設置し、入学者選抜委員会によって選出された正副実施委員長の指揮の下、関係研究科の教員、事務職員が参加して実施している。</p> <p>また、受験者本人が選抜結果の閲覧を希望する場合の対応や、ウェブサイトへの受験者数、合格者数、倍率等の公開などにより、選抜の透明性の確保及び情報発信に努めている。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業等</p> <p>本学では、大学院課程全体のカリキュラム・ポリシー(以下「CP」という)に基づき、研究科、専攻ごとに博士前期課程及び博士後期課程の CP を定めており、ウェブサイトに公開している。各研究科・専攻の CP では、AP に基づき選抜した学生の能力をどのように高め、ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という)の実現につなげるかを明確にしており、AP 及び DP と一貫性のあるものになっている。</p> <p>各研究科の教育課程は、CP に基づき編成され、各研究科の専攻及び課程における授業科目、単位数、履修方法は、大学院学則第 24 条別表第 3 に定められており、本学の教育目的に沿って体系的に編成されている。授業内容についてはシラバスで明示するほか、各研究科のガイダンスにおいて関係資料の配布、説明を行っている。また、一年間の授業や研究指導の計画等については、研究指導計画書を作成し、あらかじめ明示している。</p> <p>3) 成績評価基準・修了認定要件</p> <p>成績評価基準は全学的に定められており、ウェブサイトへの公開及び学生便覧に掲載して配布して明示している。また、成績評価の方法については学部と同様に5段階で行い、シラバ</p>	<p>スに明示し学生へ公開している。授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行うこととしており、試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記、口述又は論文提出等の方法によって行う。</p> <p>学位論文審査基準については、研究科ごとに定めており、ウェブサイトで公開するとともに、「国際文化研究科ガイド」、「守山キャンパス必携」(看護学研究科)、ガイダンス資料への掲載や学内ポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT)への掲示により周知している。</p> <p>課程の修了及び学位について、博士前期課程は大学院学則第 32 条において、博士後期課程は大学院学則第 33 条に定められている。</p> <p>修士及び博士の学位の申請については、学位申請書及び附属書類に学位論文を添えて、研究科長を経て学長に提出することとしている。ただし、国際文化及び看護学の修士の学位を申請する者については、教育目的に応じ、学位論文に代えて、特定の課題に関する研究の成果を添付することができる。提出後は、審査委員会において、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行い、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科会議に文書にて報告する。研究科会議では、審査委員会からの報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決し、学長へ結果を報告する。学長は研究科会議の報告に基づき学位を授与する。</p> <p>シラバスは、全学教務委員会において策定される作成要領等に基づき各教員が作成し、教務委員が内容を点検・確認のうえ、学務課に確認完了報告を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b> 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p><a href="#">入試・学生支援センター規程</a> <a href="#">入学者選抜委員会規程</a> <a href="#">大学院学則</a> 第15条（入学資格）</p>
②	<p><b>第十一条（教育課程の編成方針）</b> 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p><a href="#">ウェブサイト(カリキュラムポリシー)</a></p> <p><a href="#">国際文化研究科履修規程</a> <a href="#">人間発達学研究所履修規程</a> <a href="#">看護学研究科履修規程</a> <a href="#">情報科学研究科履修規程</a></p>
③	<p><b>第十二条（授業及び研究指導）</b> 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a> 第24条（授業科目、単位数及び履修方法） <a href="#">愛知県立大学 TA・SA・RA 規程</a> <a href="#">愛知県立大学ティーチング・アシスタント等に関する実施要領</a></p>
④	<p><b>第十三条（研究指導）</b> 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p><a href="#">大学院学則</a> 第31条（他の大学院の授業科目の履修に係る大学院学則の準用）</p> <p><a href="#">シラバス</a> <a href="#">シラバス確認について（別添）</a> <a href="#">ウェブサイト（学修成果の評価）</a> <a href="#">大学院学則</a> 第32、33条（博士前・後期課程の修了及び学位） <a href="#">研究科履修規程（国際文化研究科、人間発達学研究所、看護学研究科、情報科学研究科）</a> <a href="#">研究指導計画書 様式（別添）</a> <a href="#">国際文化研究科ガイド（別添）</a> <a href="#">守山キャンパス必携（別添）</a> <a href="#">ウェブサイト（学位論文の審査基準）</a> 成績評価に関する質問について（別添）</p>
⑤	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b> 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	
⑥	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b> 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>学年暦（別添） <a href="#">年間スケジュール</a></p> <p><a href="#">大学院学則</a> 第21条（入学前の既修得単位の認定） 第24条（授業科目、単位数及び履修方法）～第31条（他の大学院の授業科目の履修に係る大学院学則の準用）</p> <p><a href="#">愛知県立大学長期履修制度に関する規程</a></p> <p><a href="#">愛知県立大学大学院科目等履修規程</a></p> <p><a href="#">国際文化研究科履修規程</a> <a href="#">人間発達学研究所履修規程</a> <a href="#">看護学研究科履修規程</a> <a href="#">情報科学研究科履修規程</a></p> <p>授業方法一覧（別添）</p>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

本学の施設及び設備については、法人事務局施設整備課が整備、維持管理を行っている。

#### 1) 校地

本学は、長久手キャンパス(愛知県長久手市)と守山キャンパス(名古屋市守山区)の2つのキャンパスを有し、校地面積は認証評価共通基礎データに示すとおり、大学設置基準を満たしている。

長久手キャンパスは、メインアプローチ部分のプロムナード広場や、食堂前から図書館まで広がる芝生広場など、開放的な空間を有し、各施設が有機的につながる配置計画となっている。また、守山キャンパスは、体育館を除く全ての施設がコの字型で一体的に配置されており、どの施設からもアクセスしやすい開放的な空間としてピロティ及び中央広場を設けている。両キャンパスとも、広場やピロティで大学祭等のイベントも行われるなど、交流や休息が十分にできる環境を整えている。

#### 2) 運動場、厚生補導施設等

長久手キャンパスには、グラウンド、テニスコート、体育館、弓道場、屋内プール、学生会館、講堂、学術文化交流センター、食堂、食堂ラウンジなど、教育研究や課外活動、厚生補導等に必要な施設を整備している。

守山キャンパスには、グラウンド、体育館、食堂、学生ホール等を整備している。

#### 3) 校舎、機械、器具等

校舎面積は認証評価共通基礎データに示すとおり基準を満たしており、教育研究施設及び各学部・学科の種類や学生数等に応じた機械、器具等を備えている。

長久手キャンパスには、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設、CALL 教室、音楽室、美術絵画室、心理学実験室、大学院演習室・実習室等、教育研究に必要な教室等をはじめ、iCoToBa(多言語学習センター)、図書館内のグループ学習コーナー等、教育研究、自主的学習等を行う施設を、管理棟には、保健室、学生相談室、会議室、事務室等を備えている。また、長久手キャンパスを拠点とする4学部(4)の全専任教員に研究室が付与されている。2020年度には修学サポートルーム、2021年度には留学生シェアハウス、2023年度にはCroCuS(異文化交流スペース)、アクティブラーニング教室(H304)を新たに整備したほか、コロナ禍におけるオンライン化への対応として、学生が就職活動で利用できるプライベートボックスの設置や、ハイフレックス型授業用設備の導入等を順

次進めた。

守山キャンパスには、講義室、演習室、実験室、実習室、コンピュータ室、大学院演習室などの必要な教室等のほか、管理棟には保健室、心の健康相談室、会議室、事務室等を備えており、守山キャンパスを拠点とする看護学部の全専任教員の研究室も設けられている。2023年度には修学サポートルームや臨場感のある演習を実現するためのスキルズ Lab を整備した。

また、名古屋駅にサテライトキャンパスを設置しており、国際文化研究科や看護学研究科の授業のほか、キャリア支援室相談員による就職相談会やキャリア支援企画、公開講座等を実施している。

#### 4) 図書館

両キャンパスに図書館を設置し、学生の学修活動や本学の教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子ブック等を資料収集方針に基づき、学部・学科・専攻等を考慮しながら収集、整理し提供している。また、学生や教員のニーズを踏まえ汎用性の高いオンラインデータベースや電子ジャーナルを導入するとともに、図書館オリエンテーション、情報探索講座、各種ガイダンス、企画展示等の教育・普及活動を継続的に実施している。さらに、学生ボランティアによる図書紹介・展示の企画・実施など、学生の意見やアイデアを図書館の運営に反映する取組も行っている。2018年度には長久手キャンパス図書館のグループ学習コーナーにサウンドマスキングシステムを導入し、自主学習時の音環境の改善を図った。コロナ禍においては、非来館型サービスとして郵送貸出の実施、電子ブックの充実(2019年3月末432点→2025年3月末1,062点)、ウェブ企画展示の開催、情報探索講座の動画配信等、様々な対策を講じた。また、読書バリアフリー法に対応した読書環境整備の一環として拡大読書器を導入している。

そのほか、他大学との連携活動として、県内5大学間での情報交換会(「五大学共同図書環」)を継続して実施している。

図書館には、司書資格を持つ職員を15名(長久手12名、守山3名)配置し、学修・研究活動をサポートしている。

(2025.3 末時点)

	来館者数	図書	雑誌 タイトル	視聴覚 資料	電子 ブック
長久手	146,544	630,474	7,167	5,012	761
守山	11,394	73,201	1,083	1,671	301

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	図書館の利用促進に向け、学生の意見やアイデアを運営に反映させる取組がなされている。
改善を要する点	施設・設備計画や運用に関する全学的な検証・責任体制の見直し

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p><a href="#">教育研究環境</a> <a href="#">キャンパスマップ</a> <a href="#">愛知県公立大学法人定款</a> <a href="#">学生便覧（P6, 7, 233）</a>（別添） <a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p>
②	<p><b>第三十五条（運動場等）</b> 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p><a href="#">教育研究環境</a> <a href="#">キャンパスマップ</a> <a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p>
③	<p><b>第三十六条（校舎）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p><a href="#">教育研究環境</a> <a href="#">キャンパスマップ</a> <a href="#">サテライトキャンパス</a> <a href="#">愛知県公立大学法人定款</a> <a href="#">学生便覧（P6, 7, 233-251）</a>（別添） <a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p>
④	<p><b>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）</b> 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p><a href="#">教育研究環境</a> <a href="#">キャンパスマップ</a> <a href="#">愛知県公立大学法人定款</a> <a href="#">ウェブサイト（図書館 長久手）</a> <a href="#">ウェブサイト（図書館 守山）</a> <a href="#">学術研究情報センター規程</a> <a href="#">愛知県立大学図書館運営委員会</a> <a href="#">愛知県立大学学術研究情報センター事業報告</a> <a href="#">学生便覧（P47-53）</a>（別添） <a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>備品等管理簿（別添）</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 大学運営に必要な業務を行う組織</p> <p>本学の運営に必要な業務を行う組織については、愛知県公立大学法人組織規則(以下、「組織規則」という。)に定められている。2025年5月1日時点で教員213名、職員103名を配置している。</p> <p>組織規則第4条により、教員及び事務職員の協働や組織的な連携を図るため、学部、大学院、事務局のほか、5つのセンター(入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター、地域連携センター)及び2つの室(戦略企画・広報室、国際戦略室)を設置し、各センター及び室並びに学部、大学院に担当教員及び担当事務職員を配置している。責任の所在については、各センターの規程に目的及び業務が定められており、戦略企画・広報室及び国際戦略室については組織規則第4条の第2項、第3項に定められている。その他、円滑かつ効果的な大学運営の遂行のため、各センター、学部、大学院の下に設置する委員会のほか、教育研究審議会の下に4つの委員会(総務・予算・評価・広報)を設置している。教職協働体制の強化に向け、2024年度に評価委員会の体制を見直した。(基準1千参照)他の委員会についても体制の見直しを進めている。</p> <p>課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導については、入試・学生支援センターが担っている。その円滑な運営のため、教員と事務職員で構成されたセンター運営会議を設置しているほか、次のとおり、学生への指導及び援助等のための体制を整えている。</p> <p>2) 厚生補導の組織</p> <p>学生の厚生補導に関する審議を行うため、入試・学生支援センターの下に学生生活委員会を設置し、学生の団体活動、学生の掲示及び刊行物、学生便覧、規律及び賞罰、健康管理、奨学援助やその他福利厚生、学生会館等について審議している。委員会は関係教職員及び各学部選出委員で構成し、教職協働体制を確立している。(学生生活委員会規程参照)</p> <p>長久手キャンパスに学生相談室、守山キャンパスに心の健康相談室を設置し、学生相談カウンセラーや教員による相談受付を行っている。また、年に数回、<a href="#">精神科校医によるメンタルヘルス相談</a>を開催している。</p> <p>保健室は、長久手キャンパス及び守山キャンパスに設置しており、学校保健安全法に基づき、健康診断、応急処置、健康相談等を保健師及び学校医が実施し、学生の健康増進、</p>	<p>疾病の早期発見や予防に努めている。</p> <p>特別な支援が必要な学生については、修学支援コーディネーターを配置し、障害学生支援連絡会議において合理的配慮の観点から必要な支援を決定し、実施している。専門性を有する教員や専門職員などにより組織した相談サポート専門部会を学生生活委員会の下に設置し、支援側となる教職員に対する総合的な相談サポートを行う体制も整えている。</p> <p>また、経済的な支援が必要な学生に対しては、授業料の減免制度(全額又は一部免除)や大学独自の奨学金制度(「はばたけ県大生」奨学制度)が用意されている。</p> <p>▼2024年度実績</p> <table border="1" data-bbox="774 716 1252 840"> <tr> <td>修学支援利用者</td> <td>170名</td> </tr> <tr> <td>授業料の減免</td> <td>270名</td> </tr> <tr> <td>「はばたけ 県大生」奨学制度</td> <td>15件</td> </tr> </table> <p>学生が履修関係や休学、卒業後の進路等について専任教員へ相談できるオフィスアワーを設けている。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るための体制</p> <p>教養教育科目において、社会の仕組みや働くことの意義、自分自身の適性や能力を理解しながら、自分らしく生きるための基礎を身につけることをねらいとした科目群(社会に生きる)を設置している。中でもAPU教養連携科目と位置付けている「ものづくりの現状と課題」は愛知県内のものづくり企業と連携し、チームで課題解決に取り組むプロジェクト型実践教育であり、2024年度には愛知県産業振興課、中部経済連合会企画部、愛知県内の企業4社と連携し、実施している。</p> <p>入試・学生支援センターに設置するキャリア支援委員会では、学生の就職活動の動向や、就職支援策、支援の状況に関して共有し、検討を行っている。卒業後の進路の把握については、事務職員とキャリア支援委員の連携により、就職希望の有無に関わらず、全学生の卒業後の進路を確認している。全学における2024年度の就職希望者における就職内定率は99.8%となっている。</p>	修学支援利用者	170名	授業料の減免	270名	「はばたけ 県大生」奨学制度	15件
修学支援利用者	170名						
授業料の減免	270名						
「はばたけ 県大生」奨学制度	15件						
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。						
優れた点							
改善を要する点							

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>大学設置基準</b></p> <p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。            3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。            6 省略            7 省略</p>	<p><a href="#">愛知県公立大学法人組織規則</a></p> <p><a href="#">ウェブサイト（教育情報）</a>            3 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p><a href="#">愛知県立大学入試・学生支援センター規程</a>  <a href="#">愛知県立大学教育支援センター規程</a>  <a href="#">愛知県立大学教養教育センター規程</a>  <a href="#">愛知県立大学学術研究情報センター規程</a>  <a href="#">愛知県立大学地域連携センター規程</a>  <a href="#">愛知県立大学地域連携センター一守山支部運営内規</a>  <a href="#">愛知県立大学教育研究審議会に設置する委員会に関する規程</a>  <a href="#">ウェブサイト（キャリア支援室）</a>  <a href="#">愛知県立大学キャリア支援委員会規程</a>  <a href="#">教養教育について</a>            （社会に生きる）</p>
②	<p><b>大学院設置基準</b></p> <p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            5 省略            6 省略            7 省略            8 省略</p>	<p>同上</p>
	<p><b>関係事項</b></p>	
③	<p><b>学生支援</b>            学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<p><a href="#">愛知県立大学学生生活委員会規程</a>  <a href="#">愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</a>  <a href="#">ハラスメント対策</a>  <a href="#">オフィスアワー（学生便覧 P30）</a>            （別添）  <a href="#">愛知県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領</a>  <a href="#">相談サポート専門部会規程</a>  <a href="#">ウェブサイト（障害のある学生への修学支援）</a></p>
④	<p><b>学生支援</b>            特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p><a href="#">ウェブサイト（入学料・授業料の減免）</a>  <a href="#">ウェブサイト（奨学金）</a></p>
⑤	<p><b>学生支援</b>            経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p><a href="#">ウェブサイト（入学料・授業料の減免）</a>  <a href="#">ウェブサイト（奨学金）</a></p>

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>3つのポリシーは、本学の理念や教育目的に沿って全学、学部・学科・学位及び研究科などで策定し、公表している。本学では、前回の認証評価結果及び『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（2016年3月31日付中央教育審議会）を踏まえ、教育支援センター主導により、2019年度から学部・大学院のカリキュラム・ポリシーの表現方法等の見直しを行い、2020年度に改訂版を公開した。2021年度からは、内部質保証体制下において内部質保証推進委員会が主導し、全学及び各学部・研究科の3つのポリシーの点検・評価、見直しを順次実施している。（基準2 No.1 参照）</p> <p>1) 学部の3つのポリシー</p> <p><b>【ディプロマ・ポリシー（以下「DP」という）】</b></p> <p>愛知県の公立大学として、社会の変化に向き合いながら地域社会及び国際社会からの要請に応えるために、豊かな人間性と優れた知性を備え、国際性、創造力及び実践力に富む、自立した人材を育成することを目標に、必要な知識・技術・能力・姿勢を身につけた者に学位を授与することとしている。これに基づき、学位ごとに身につけるべき資質・能力の目標を明確化し、DPとして公表している。</p> <p><b>【カリキュラム・ポリシー（以下「CP」という）】</b></p> <p>DPに掲げられた能力を修得するため、教育課程の編成方針、教育方法、学修成果の評価について定めている。また、学位ごとのDPに掲げられた能力を修得できるよう、学部・学科ごとにCPを定め、これに基づき教育課程を編成している。教養教育科目については3つの理念に基づき、10の目標と3つの知（学問知・技能知・実践知）を定め、それに応じた科目群・科目を設定している。学生が学修目標を立てやすいよう、目標と3つの知の対応表を公表するとともに、シラバスに修得できる知識・能力を明記している。</p> <p><b>【アドミッション・ポリシー（以下「AP」という）】</b></p> <p>教育目標、DP、CPに定めた教育の実施にあたり、入学者に求める知識・技能、思考力・判断力・表現力、目的意識・意欲・態度について定めている。学部・学科レベルのAPでは、求める学生像及び入学選抜の基本方針を策定し、公表している。2025年度より多様な学生の受入として、一部の学部において外国にルーツをもつ生徒の特別選抜を実施していく。</p>	<p>2) 大学院の3つのポリシー</p> <p><b>【ディプロマ・ポリシー（DP）】</b></p> <p>所定の期間在学した上で、各研究科の教育理念・教育目標によって作成された学位授与方針に基づいて設定された教育科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に学位を授与することとしている。これに基づき、各研究科・専攻ごとに、身につけるべき資質・能力の目標を明確化し、DPとして公表している。</p> <p><b>【カリキュラム・ポリシー（CP）】</b></p> <p>深い学識及び卓越した能力を培うため、研究科・専攻ごとのDPに基づき、高度で専門的なカリキュラムを体系的に編成・実施することとしており、研究科・専攻ごとにもCPを定め、これに基づき教育課程を編成している。</p> <p><b>【アドミッション・ポリシー（AP）】</b></p> <p>研究科の学位授与方針と教育課程編成・実施の方針によって作成された入学受入方針に基づいて、入学者の受入を行うこととしており、研究科・専攻ごとのAPとして、求める学生像及び入学選抜の基本方針を策定し、公表している。</p> <p>3) CPとDPの一貫性の確保</p> <p>各学部、研究科において、DPと科目の関連性を示すカリキュラムマップを作成し、ウェブサイトで公表している。</p> <p>内部質保証体制の下、内部質保証推進委員会が主導し、2021年度から各学部・研究科の3つのポリシーの点検及び見直しを行った。2021年度にはDP及びAPの見直しを行うことで、育成する学生像や教育プログラム等について検討すべき課題の抽出につながった。2022年度には、各学部にてDPとの一貫性に留意した上で、「教育課程編成の考え方」、「学修内容及び学修方法」、「学修成果の評価方法」の視点からカリキュラム・ポリシーの再点検を行い、必要に応じた見直しを行った。同時に、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの作成を進め、順次公開、周知している。</p> <p>2023年度以降も引き続き点検・見直しを行い、ポートフォリオやルーブリック評価の導入、洗練、DP評価方法の検討など、各学部の課題に応じた活動が展開された。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	内部質保証体制の下、各学部・研究科の3つのポリシーの自己点検・評価とその結果に基づく改善活動を継続して実施している。
改善を要する点	データに基づく点検・評価の取組の強化、部局ごとのアセスメント・プランの策定、見直し

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p><a href="#">ウェブサイト（愛知県立大学の教育目標と3つのポリシー）</a></p> <p>2021年度自己点検・評価報告書 P6-7(2. 学部・研究科における教学の質保証)、P8-16(Ⅱ 各一部局における自己点検・評価結果)</p> <p>2022年度自己点検・評価報告書 P7-8(2. 学部・研究科における教育の質保証)、P9-39(Ⅱ 各一部局における自己点検・評価結果)</p> <p>2023年度自己点検・評価報告書 P7-8(2. 学部および研究科における3ポリシーに基づく教育の自己点検・評価と質改善)、P9-18(Ⅱ 各一部局における自己点検・評価結果)</p> <p>大学の自己点検・評価結果について（別添）P2-4</p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動の公表          大学における各種取組については、大学ウェブサイト、大学案内、広報誌、公式 SNS(X、Instagram 等)により公表している。大学案内及び広報誌については、紙媒体で発行するほか、大学ウェブサイト内にデジタルパンフレットとして公開している。</p> <p>大学ウェブサイトにおいては、「受験生の方(入試情報)」、「在学生・保護者の方」、「卒業生の方」、「企業の皆様」、「地域の皆様」とステークホルダー別に区分して公開していることに加え、「大学紹介」、「学部・大学院」、「教育・研究」、「留学・国際交流」、「学生生活」、「就職・キャリア」、「情報公開・提供」と、各種取組をそれぞれの区分に整理して公開している。</p> <p>2) 各項目の公表と周知          学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育研究活動等の状況についての情報を本学ウェブサイト<sup>1</sup>で公表する他、項目に応じて大学案内や学生便覧、各学部履修規程等においても記載し、周知を行っている。大学院の学位論文審査基準の周知については、「ハ 教育課程に関すること(大学院)」に記載のとおりである。</p> <p>なお、教職課程における自己点検・評価については、簡易自己点検・評価シートにより毎年度の活動を点検・評価した上で、3 年ごとにそれらを総括し、全学的な自己点検・評価とともに公表することとしている。</p> <p>3) 3ポリシーの公表と周知について          本学の3ポリシーは学部、研究科ごとに定められており、大学ウェブサイト内に公表している。アドミッション・ポリシーは入学選抜要項にも掲載し公表している。その他各学部・研究科において、学生便覧(守山必携)やガイダンス資料を通じて学生に周知している。</p> <p>4) 情報公表体制の整備          本学のウェブサイトは、戦略企画・広報室が管理し、各部局等と連携しながら更新を行っている。ウェブサイト更新・修正の手順は、各部局等からの依頼に基づき戦略企画・広報室においてテストページを作成し、一般公開前に各部局にて内容の最終確認を行うなどにより適切に管理している。更新漏れが発</p>	<p>生しないよう、毎年度末の一斉更新時にウェブページの一覧を各部局へ送付し、更新の有無を確認している。</p> <p>教育支援センター、教養教育センター、地域連携センター、研究推進局、キャリア支援室、教職支援室、看護学部、情報科学部等の一部の部局においては、部局で管理するサイトを保有し、各部局において更新を行っている。</p> <p>広報に係る出版物について、大学案内は広報委員会を中心に内容の構成や原稿の取り纏めを行い年に1回発行している。学報については戦略企画・広報室を中心に構成の検討や記事の作成を行い、年に2回発行している。大学案内は受験生へ配布し、学報は高校、自治体等の地域へ配布している。</p> <p>ソーシャルメディアの公式アカウントのうち、Instagram 及び X においては「探・県大(たんけんたい)」と称する学生広報スタッフによる運営を行っている。これらのアカウント運営にあたり、戦略企画・広報室と学生広報スタッフにて定例のミーティングを実施しており、投稿内容の分析や他大学の SNS 運用状況の分析を実施するほか、投稿を作成する際の注意事項等も共有している。</p> <p>以上のように大学ウェブサイトや広報誌、SNS などの様々な媒体を活用してステークホルダーへ情報発信を行っている。</p> <p>広報における課題抽出や分析については、2024 年度より本学ウェブサイト<sup>2</sup>に Google アナリティクスを導入し、各ページのアクセス数の分析を行いウェブサイトにおける課題抽出を行っている。また、入学者を対象としたアンケートを実施し、受験生が情報収集する媒体や知りたい情報等を分析した上で広報活動に活用している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>学生視点による大学広報を積極的に展開している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p></p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>学校教育法</b> <b>第百十三条</b> 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	同下
②	<b>学校教育法施行規則</b> <b>第七十二条の二</b> 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	<a href="#">ウェブサイト（教育情報）</a> <a href="#">ウェブサイト（教員養成状況情報の公表）</a> <b>大学の自己点検・評価</b> ※教職課程については、全学の自己点検・評価報告書内で3年に一度総括を公表 <b>刊行物</b> 大学案内、広報誌

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 内部質保証システムの体制</p> <p>本学では、学則第2条及び大学院学則第2条において、教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成するために大学及び大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしている。</p> <p>2018年度の認証評価結果を受け、内部質保証実施体制の改善について検討を進め、2021年度に新たな内部質保証体制を構築した。2年にわたる検討を経て体制構築を行ったものの、円滑な運営に向けては課題も多く、構築後も引き続き内部質保証推進委員会において随時内部質保証システムの点検・検証を行った。2022年度には本学の体制に関する外部評価を実施し、その結果も踏まえ、2023年度には一部体制の見直しを行った上で新体制を試行、2024年度から現体制を本格実施している。本学では、内部質保証に責任を負う全学的組織として、学長直属の「戦略企画・広報室」を置き、関連事項の審議等を行うために「内部質保証推進委員会」を設置している。また、「評価委員会」を教育活動に関する内部質保証に責任を負う組織として位置付け、構成員に教育支援センター長および副センター長、入試・学生支援センター長、教養教育センター長を加えることにより、大学の教育全体を横断的に点検・評価できる体制とした。また、学務部および戦略企画・広報室の職員を加えて教職協働体制を構築した。さらに、IRを担う組織として、評価委員会の下に「教学アセスメント部会」を新たに設置し、評価委員会からの依頼に応じ、教育に関する自己点検・評価活動等において必要となる根拠データの収集、加工、一次分析を実施している。<a href="#">内部質保証の方針や体制、毎年度の自己点検・評価の結果</a>はウェブサイトにて公開している。(基準2 No.1・2 参照)</p> <p>2) 自己点検・評価の体制</p> <p>本学では、教育だけでなく大学運営全体に関しても内部質保証体制を構築しており、研究や地域貢献等を担うセンターや大学の方針に関わる室の活動などについても、自己点検・評価を行う仕組みとしている。全学、部局、教員の各階層において、その長の権限と責任の下、本学の理念や3つのポリシー、部局・個人の目標等を踏まえた自律的な自己点検・評価を実施している。</p> <p>自己点検・評価の過程において作成した記録・分析結果は、各学部・研究科等の教育組織の長は評価委員会へ、各センター・室等の管理・運営組織の長は内部質保証推進委員会</p>	<p>に提出し、それぞれの委員会がその内容を点検・検証の上、意見等のフィードバックを行う。その後、各部局とのやりとりを複数回繰り返しながら内部質保証推進委員会が「大学の自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、改善すべき事項がある時は、委員長は意見を付して学長に報告する。学長は、各部局に改善を指示し、各部局はフォローアップシートを用いて次年度以降の目標・計画を設定し改善に取り組んでいる。<a href="#">大学の自己点検・評価報告書</a>については、毎年度本学ウェブサイトにて公表している。認証評価については、2018年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に依頼し、大学評価基準を満たしているとの評価を受けた。改善を要する点への対応状況としては、国際文化研究科博士後期課程の定員割れについては博士前期課程の受入充実による改善を図り(基準1イ参照)、またGPAの計算方式については2019年度に(基準1ハ参照)、カリキュラム・ポリシーの編成・実施方針については2020年度にそれぞれ見直しを図った(基準1へ及び基準2 No.1 参照)。さらに内部質保証体制については前述の通り2021年度に体制を構築し、継続して改善を図っている。(基準2 No.2 参照)</p> <p>学修・教育成果を定量的に把握する試みとして、2022年度卒業生を対象に、ディプロマ・ポリシーの達成度をレーダーチャートにより可視化した。2024年度からは、教育支援システム上で、全学生を対象に同機能の運用を開始している。(基準2 No.3 参照)</p> <p>3) 組織的な研修等</p> <p>本学では、教育支援センターのもとに「FD委員会」を設置し、授業方法の改善や、教育の質的向上を図るための企画・立案等について審議している。事務職員における研修については、新規採用職員研修や中堅職員研修、係長研修、部長・課長研修といった階層別研修のほか、公立大学協会が主催するセミナーや研修への参加を促している。全学教職員向けのSD研修としては、内部質保証、大学設置基準の改正、教職協働、基幹教員制度等をテーマとした研修や、コンプライアンス研修、ハラスメント研修を実施しているほか、学長報告会として本学の課題や改革方針等を共有し、意識醸成を図る機会を設けている。また、内部質保証の理解と意識醸成にあたり、2019年度から重点的に説明会・研修会等を実施し、本学教職員の理解の浸透に努めている。(基準2 No.2 参照)</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	外部評価等も踏まえて継続的に内部質保証体制の見直しを進め、組織的な改善を着実に進めている。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p><b>学則</b>            第2条（自己点検）  <b>大学院学則</b>            第2条（自己点検等）</p> <p><a href="#">愛知県立大学内部質保証の方針</a>  <a href="#">愛知県立大学内部質保証推進規程</a>  <a href="#">内部質保証体制図</a></p> <p>評価委員会の構成員及び審議事項（<a href="#">愛知県立大学教育研究審議会に設置する委員会に関する規程（別添）</a>）</p> <p><a href="#">大学の自己点検・評価</a></p> <p><a href="#">大学機関別認証評価</a></p> <p>アセスメント・プラン（別添）</p> <p>自己点検・評価報告書及びフォローアップシートの検証関連資料（別添）</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p><b>第五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
④	<p><b>第六十六条</b>            大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	①に同じ
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第十一条（組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p><a href="#">教育支援センター規程</a>  <a href="#">FD委員会規程</a>  <a href="#">ウェブサイト（FD）</a>  <a href="#">就業規則 第45条（研修）</a>            職員人材育成方針（別添）            職員のキャリアパス（別添）            SD研修実績一覧（別添）            TA研修資料（別添）  <a href="#">TA・SA・RA規程 第8条（研修）</a></p>
	大学院設置基準	
⑥	<p><b>第九条の三（組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	同上
	関係事項	
⑦	<p><b>学修成果</b>            学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	アセスメント・プラン（別添）
⑧	<p><b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</b>            設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	該当なし

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 財務状況

法人(本学及び愛知県立芸術大学を運営)の収入は、法人の設立団体である愛知県から措置される運営費交付金を始め、学生納付金(授業料、入学金及び検定料)、外部資金等(受託研究費、受託事業費、寄附金、補助金等)、及び雑収入で構成されている。

法人の収入の60%程度を運営費交付金収入が占め、そのうち、標準運営費交付金については、大学の経営効率の向上を目的に、2019年度から2024年度まで(第三期中期計画期間中)毎年一定のルールに基づき減額されてきたが、近年の人員費や物価の上昇等を受け、2025年度(法人の第四期中期計画期間中)から減額ルールは当面の間廃止することとなっている。一方で、収入の30%程度を占める学生納付金収入はほぼ一定であり、全体としては安定した収入状況となっている。なお、法人の収支状況の推移は次表のとおりである。

過去5年間の決算額の推移 (単位: 百万円)

	2019	2020	2021	2022	2023
<b>&lt;収入&gt;</b>	<b>5,259</b>	<b>5,422</b>	<b>5,740</b>	<b>5,867</b>	<b>5,576</b>
運営費交付金	3,061	3,073	2,931	2,943	2,900
学生納付金収入	2,065	2,067	2,058	1,988	2,015
雑収入	51	48	65	60	66
受託研究等収入及び寄附金収入	76	80	80	96	107
施設整備費補助金	4	22	88	619	201
授業料等減免事業費補助金	0	114	124	104	106
目的積立金取崩	2	18	394	57	181
<b>&lt;支出&gt;</b>	<b>5,110</b>	<b>5,139</b>	<b>5,576</b>	<b>5,850</b>	<b>5,450</b>
業務費	4,922	4,940	5,272	5,028	5,023
教育研究経費	834	850	867	870	947
一般管理費	576	498	896	593	535
人件費	3,512	3,592	3,509	3,565	3,541
施設整備費	113	124	238	721	321
受託研究等及び寄附金事業費等	75	75	66	101	106
<b>&lt;収支&gt;</b>	<b>149</b>	<b>283</b>	<b>164</b>	<b>17</b>	<b>126</b>

※各項目の百万円未満を四捨五入しているため、表内の数値の合計額や収支の差引額等が、表示されている金額と一致しないことがある。  
 ※正式な決算は愛知県立大学と愛知県立芸術大学を運営する愛知県立大学法人として作成しており、本表は会計監査人の確認等を受けていないものである。  
 ※法人全体の共通経費は愛知県立大学と愛知県立芸術大学の支出総額で按分している。  
 ※法人全体の収支を2大学の収入規模で按分し、その按分した収支額に合うように運営費交付金収入の額を調整している。

予算の策定にあたっては、法人予算規程の定めに従って、本学の予算責任者(事務部門長)が、法人が作成した予算編成方針に基づき予算案の作成に必要な書類をとりまとめ法人事務局に提出する。法人理事長はこれを踏まえ、副理事長(学長)、予算責任者等と重点的かつ戦略的予算編成のための調整を行い、役員会の議を経て予算を決定している。予算確定後は、本学予算委員会等において全学共通経費等の配分方針を定めた上で、各部局に配分を行っている。

効率的な経費執行を行うため、事務手続きを中心としていた職員向け予算担当者説明会の内容を予算編成方針や決算状況等を含む形に見直した上で、対象を教員まで拡大して実施することや、予算をテーマとした学長報告会を開催するなどにより、全学的な財務状況の共有を図り、経費節減の意識を高める取組を継続的に行うとともに、電気需給契約の法人内2大学3キャンパス一括契約への変更や、トイレの手洗自動水栓化、照明のLED化等、維持管理経費の節減に取り組んでいる。

財務諸表については、地方独立行政法人法第34条第1項及び第2項の規定に基づき、監事及び会計監査人の意見を付して、設立団体の長である愛知県知事に提出し承認を受けるとともに、同条第3項の規定に基づき公告している。加えて、法人のウェブサイトにおいて、財務諸表を始め事業報告書、決算報告書、監事監査報告書、監査人監査報告書を掲載し、財務内容を公表している。

### 2) 教育研究環境の整備

本学の教育研究活動に要する経費は、運営費交付金が削減される中、限られた資源を重点的・効果的に配分するため、毎年度法人が作成する予算編成方針に基づき、法人基幹経費、経常経費、政策的経費、施設整備費の区分により、各組織が事業計画書を作成して事業目的を明示した上で、所要額を積算し、役員会の議を経て決定し、配分されている。

このうち、政策的経費については、優先度、緊急度、重要度を法人理事長及び副理事長(学長)等のトップマネジメントにより判断し、教育研究活動の充実に充てている。

教育研究環境の充実のための教育資器材や高額資料など、年度により要望の種類・件数・予算の多寡があるものについては、予算委員会において重要度・緊急度等を検討・審議し、必要な予算配分を行っている。また、本学の方針に沿った挑戦的な研究を促進するため、本学独自の学内競争的資金として「学長特別研究費」を設けており、2019、2020年度には新たな公募区分の設置、2022年度には審査・運営体制の改革を行ったほか、2025年度には国等の競争的資金獲得の推進や新任教員の研究教育環境の整備支援に向けたインセンティブ制度を設置した。施設・設備については、アントレプレナーシップ教育の推進やスタートアップ企業を支援する拠点となるインキュベーション施設の整備に向け、設置団体である愛知県において2024年度は基本調査を実施、2025年度は実施設計等が予定されている。

### 自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

### 優れた点

全学向け説明会等により、財務状況の共有及び経費節減の意識喚起を図っている。

### 改善を要する点

効果的かつ効率的な大学運営に向けた事業の優先順位付け、組織的な検討体制

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	<a href="#">ウェブサイト</a> 業務実績報告書 財務に関すること（財務諸表等）
②	大学院設置基準 第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	同上

## 又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>本学の情報基盤ネットワークの整備・運用・管理については、法人事務局情報課が法人全体を一体的に管理している。学内の教育支援システムポータルサイト、各キャンパスの情報システムやパソコンを配備している教室等については、各所管部局が個別に整備・運用・管理を担っており、学内有識者を委員とする情報ネットワーク委員会が必要な支援を行っている。</p> <p>教育研究活動に必要な ICT 環境としては、学術情報ネットワーク SINET6 に接続するデータセンターと、長久手キャンパス及び守山キャンパスとをそれぞれ光ケーブルで結び、全学一体として情報基盤ネットワークシステム AIRIS(アイリス)を構築し、高速かつ大容量のデータ通信を可能としている。大学構内の屋内全域(一部施設を除く)には有線 LAN 接続用の情報コンセント及び無線 LAN 接続用のアクセスポイントを設置している。なお、AIRIS は 2021 年度にシステム更改をおこない、通信速度の向上や、無線アクセスポイントの増設等により、教育研究環境の充実化を図っている。</p> <p>設備面では、長久手キャンパスの端末室(122)、CALL 教室(102)、図書館パソコン室(42)、iCoToBa(16)、守山キャンパスのコンピュータ教室(50)、博士前期研究室1(11)、博士前期研究室 2(10)、博士後期研究室1(4)、博士後期研究室 2(2)に、AIRIS ID で学生が利用できるパソコン(計 359 台)を設置し、授業で使用するとともに、授業時間外にも自習できる環境を整えている。</p> <p>セキュリティ面では、学生及び教職員に対し、情報セキュリティ e ラーニング研修の受講を毎年義務づけ、情報リテラシーの向上を図るとともに、2022 年度からは順次、教職員及び学生に対して、法人で導入しているクラウドサービス Microsoft 365 に 2 段階認証を導入している。</p> <p>そのほか、教育支援システムとして UNIVERSAL PASSPORT を導入しており、スマートフォンやパソコンを通じて大学からの学生生活、時間割、休講等の情報入手や履修登録、成績確認を行うことができる。2024 年度には全学的に学修ポートフォリオを導入し、各学生が修得した科目と成績情報を基にディプロマ・ポリシーの達成度をレーダーチャートで確認するなどの対応も可能となった。</p> <p>2) 研究支援</p> <p>本学においては、教員個人への研究費配分のほかに学長特別研究費制度、教員の研究成果の地域への還元活動促進</p>	<p>のための「公開講座」、「グローバル学術交流事業」、「地域貢献活動」、学生の研究活動支援のための「学生自主企画研究・活動」、「はばたけ県大生」等の学内公募制度を設け、外部資金の獲得や本学独自の特色ある研究の促進を図っている。</p> <p>学長特別研究費については、2019 年度から学部横断、領域横断による研究の促進に向けた新たな区分を設けるとともに、2021 年度には制度の全面改定により、学内外の研究動向を迅速・的確に踏まえながら本制度を運営できる体制を整備した。その後も、新設した「学長特別研究費アドバイザー会議」において毎年度制度の検証・見直しを行い、2024 年度には、科研費にとどまらない助成金等の採択を目指すことを目的に「チャレンジ研究」を「助成金等採択奨励研究」に変更するなど、継続して制度の活性化に取り組んでいる。その他の外部資金獲得支援の取組として、定期的な公募情報の集約及び専用ウェブサイトへの掲載やメール配信、公募内容に沿った分野の個別教員への働きかけや個別相談、科研費説明会の動画配信、研究倫理講習会を実施しているほか、専門業者等による申請書添削、ウェブ面談などの申請サポートを継続して実施した結果、外部資金獲得平均件数は、第二期中期計画期間(2013-2018)の 190.6 件から、2019 年度以降 6 年間(2019-2024)で 200.1 件へと増加した。</p> <p>また、本学における研究推進体制及び研究所のあり方に関する検証及び見直しを行い、2021 年度から新たに研究推進局を立ち上げるとともに、新研究所体制を整備し、6 研究所 1 プロジェクトチームを発足した。この改革により、本学の特色ある研究活動の促進、一元管理及び発信が可能となったほか、2020 年度まで学内予算を中心に運営されていた研究所体制から、2023 年度には 5 研究所 1 プロジェクトチームが外部資金のみで運営される体制へと移行することができた。2024 年度には、新たに 1 研究所が発足し、全 7 研究所 1 プロジェクトチームとなったが、その後、1 研究所の活動終了を経て、2025 年度は全 6 研究所 1 プロジェクトチームが活動している。</p> <p>これらの研究成果については、2021 年度から新たに取組を開始した教員研究発表会「愛県大アカデミック Day」、研究活動報告冊子「Re: Birth」、研究所・プロジェクトチーム紹介動画等により、学外に向けても積極的に発信している。</p> <p>その他、教員個人の研究成果を評価する仕組みとして教員人事評価制度を設けており、3 年間の研究業績を基に評価された教員は、特別昇給の対象としている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教員・学生の研究の活性化に向けた学内公募制度が充実している。
改善を要する点	ICT 環境整備を組織的に推進するための責任体制の見直し

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>ICT環境の整備</b> 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	愛知県公立大学法人情報ネットワーク支援室設置要綱(別添)  <a href="#">愛知県立大学情報ネットワーク委員会規程</a>  愛知県公立大学法人情報ネットワーク等利用規程(別添)
②	<b>継続的な研究成果の創出のための環境整備</b> 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	<a href="#">愛知県立大学学術研究情報センター規程</a>  <a href="#">学長特別研究費交付規程</a>  <a href="#">学内特別研究費による研究紹介</a>  2025年度学生自主企画研究・活動募集要項(別添)  2024年度「はばたけ県大生」奨学制度募集要項(別添)  <a href="#">ウェブサイト(業務実績報告書各年度P4 外部資金獲得状況)</a>  <a href="#">ウェブサイト(研究推進局)</a>  <a href="#">愛知県立大学研究所等の設置及び廃止に関する規程</a>  教員評価制度に関する申し合わせ(別添)



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

<p>1. 自己分析活動の体制</p> <p>本学では、学則第2条に「教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」「点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」と定め、内部質保証体制の下、教育研究活動の自己分析活動を実施している。内部質保証体制として、内部質保証推進委員会、評価委員会、教学アセスメント部会を設置し、自己点検・評価、改善(PDCA)に取り組んでいる。</p> <p>2. 具体的な取組</p> <p>ここでは、教育研究活動の自己分析活動の具体的な取組について5項目を取り上げた。</p> <p>第一は、教育改善に向けた3ポリシー及び教養教育の理念・目標の点検・評価である。本学では、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、2019年度から、3つのポリシーの全学的な見直しを開始した。2021年度に内部質保証推進委員会を設置して以降、継続的に自己点検・評価、改善を行っている。これらの取組の結果、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ルーブリック評価表の作成など改善に向けた取組へ展開した。</p> <p>第二は、内部質保証体制の構築と継続的見直しである。本学では、2019年度から内部質保証体制について検討を開始し、2021年度に内部質保証推進委員会を設置した。設置後も同委員会を中心に内部質保証体制の点検・見直しに取り組み、評価委員会・教学アセスメント部会との連携による新たな内部質保証体制を構築した。また、2023年度からはフォローアップシートを導入するなど、継続的な課題改善活動を促進している。あわせて、内部質保証についての全学的な理解を深めるため、研修会や報告会を継続して開催している。</p>	<p>第三は、卒業時アンケートと学修ポートフォリオに基づく教育体制の検証と改善の取組【学修成果】である。本学では、これまでの教育体制の検証と改善の取組方法を見直し、授業評価アンケートに対し、教員の自己分析・自己評価を実施し、授業内容・方法の改善を明示する形式へ変更した。また、卒業前にディプロマ・ポリシー等の達成度、認知度に関する学生への調査を行い、分析・点検することとした。さらに、2024年度から学修ポートフォリオを全学部を導入し、学修者本位の教育を支援する環境の強化、並びに教育体制全体に対する教員による検証・改善に向けた取組を開始した。</p> <p>第四は、学生生活・教育支援の充実に向けた取組である。コロナ禍における対応策を通じて、「修学支援サポートルーム」、プライベートボックス、オンライン講義の導入などの教育環境の整備を迅速に行ったほか、産学連携型のキャリア教育として、インターンシッププログラムの開発に取り組んだ。学生や教員、ステークホルダーの意見をもとに、ニーズに合わせた教育環境の充実化を進めている。</p> <p>第五は、科研費申請支援の強化と学内研究費助成制度の見直し【研究環境整備】である。研究推進、研究成果の発信のための外部資金申請支援として、講習会や業者による申請書添削や個別面談などを行い、科研費申請支援を強化している。また、全学的な研究推進に関する政策を立案するための「研究推進局」を新設し、研究推進・支援体制を整えた。さらに、特色ある研究を奨励するために、学内研究費助成制度の運営体制及び内容の見直しを行い、効果的な研究支援ができるよう研究支援体制を整備した。このような取組を通して、外部資金申請や研究教育活動を促進している。</p> <p>ここに取り上げた取組は、内部質保証体制の下、継続的な自己点検・評価活動を通じて教育研究の改善、充実化が図られている主な事例である。引き続き、内部質保証体制そのものも含めた不断の点検を実施し、教育研究の質の維持・向上に努めていく。</p>
---	--

## 2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	教育改善に向けた3ポリシー及び教養教育の理念・目標の点検・評価	37
2	内部質保証体制の構築と継続的見直し	38
3	卒業時アンケートと学修ポートフォリオに基づく教育体制の検証と改善の取組【学修成果】	39
4	学生生活・教育支援の充実に向けた取組	40
5	科研費申請支援の強化と学内研究費助成制度の見直し【研究環境整備】	41

### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	教育改善に向けた3ポリシー及び教養教育の理念・目標の点検・評価
<b>分析の背景</b>	<p>2018年度の認証評価において、「学士課程、大学院課程とも、カリキュラム・ポリシーが教育課程の全体的な編成・実施方針を示すものとはなっておらず、分かりにくい。」との指摘を受け、三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（中央教育審議会）に基づき、教育支援センターを中心に全ての学部・研究科のカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、2020年度から改訂版を公表した。それ以降は、以下の通り、内部質保証体制の下、毎年度の自己点検・評価において、3ポリシーの継続的な点検・見直しに取り組んでいる。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1. <a href="#">教育目標と3ポリシー</a>の点検体制の整備と改善に向けた取組の推進</p> <p>教育支援センター主導のもと、各学部・研究科が随時3ポリシーの検証・改訂を進めるとともに、内部質保証体制構築後の2021年度以降は、内部質保証推進委員会を中心に全学の理念・目的・教育の目標・3ポリシーに関する検証及び課題整理の上、一部見直しを行った。各学部・研究科の検証結果については、毎年度全教職員を対象とした学部長報告会を開催し、これらの取組と課題を共有している。</p> <p>2. 各学部・研究科及び全学の3ポリシーの点検・評価の実施（<a href="#">自己点検・評価報告書</a>参照）</p> <p>2021年度は、学部のディプロマ・ポリシー（DP）、アドミッション・ポリシー（AP）を中心に点検・評価を行った。各部署が点検・評価を行うにあたり必要なデータ・資料・体制等について改めて確認・検討を行い、継続的に自己点検・評価を行う上での課題を整理した。DPについては、評価方法や基準、文言の見直しなど、いずれの学部も育成する学生像や教育プログラムの検証から課題を抽出し改善に繋がった。カリキュラムマップやレーダーチャートを活用した分析事例等も全学で共有し、各学部の今後の取組に活かしている。APについては、入試成績のみでは評価が不十分として、新たなデータ収集の必要性や点数配分の妥当性について課題を整理し、入試制度の変更を行うなど具体的な改善に繋がった。</p> <p>2022年度には、学部のカリキュラム・ポリシー（CP）と研究科の3ポリシーを中心に点検・評価を行った。DPと各科目との関連を示すカリキュラムマップが全学部で作成、点検され、カリキュラムツリーの作成を行った学部もあった。あわせて、ループリック評価表の作成とそれに基づく面談の実施や、学修ポートフォリオを活用し目標達成度の可視化を行うなど、学部の特性に合わせてCP及びDP達成度評価方法の点検が行われ、その結果や方法を全学で共有し、改善の取組を促進した。</p> <p>全学の3ポリシーについては、2021～2022年度に内部質保証推進委員会及び将来ビジョン検討委員会を中心に検証を行い、本学の特色や社会の変化を踏まえ、教育目標、新教養教育の理念、各学部DPとの整合性、高校生にわかりやすい表現に留意し、見直しを行った。2024年度には教育支援センターの自己点検・評価において全学ポリシーと各学部・研究科のCP及びDPの整合性について精査され、問題がないことを確認した。</p> <p>3. <a href="#">教養教育の理念と目標</a></p> <p>全学部の専門教育の根幹として、4年間を通じて専門教育との往還を図りながら学生が主体的に学びを深化させることができることを目指し、2021年度からのカリキュラム改編と合わせて教養教育の理念と10項目の目標を策定した。毎年度教養教育FD研究会において「科目群会議」、「外国語教員の集い」を開催し、カリキュラム実施状況や課題等を共有の上、授業内容や方法、成績評価などの見直しと改善を図っている。完成年度の2024年度には、新教養教育の理念等への理解度などに関する学生アンケートを実施し、新カリキュラムの理念・目標の浸透具合や達成度を確認している。（基準3 No.1 参照）</p>
<b>自己評価</b>	<p>内部質保証体制を整備し、全学的な点検・評価、改善の取組を着実に実施している。3ポリシーの点検・評価は各学部・研究科の特性に応じて進めているが、全学向けの学部長報告会等で取組状況・成果を共有することにより、内部質保証に対する理解や他学部等の取組を参考とした改善活動が進んでいる。今後は全学FD研究会等とさらなる連携を図りながら、課題の改善に向けた取組を推進していく。</p>
<b>関連資料</b>	<p>自己点検・評価報告書（<a href="#">2021年度（P8-16）</a>、<a href="#">2022年度（P9-39）</a>、<a href="#">2023年度（P9-18）</a>）、<a href="#">2024年度自己点検・評価報告書（6月公表）</a>、内部質保証の取組に関する学部長報告会資料、各学部の自己点検・評価の取組事例、内部質保証推進委員会議事録（抜粋）、将来ビジョン検討委員会議事録・資料（抜粋）、教養教育FD研究会・外国語教員の集い記録等（抜粋）、『県大世界あいち学』に関するアンケート結果、<a href="#">内部質保証の方針</a>、<a href="#">内部質保証推進規程</a>、<a href="#">内部質保証体制図</a></p>

<b>タイトル</b> (No. 2)	内部質保証体制の構築と継続的点検・見直し
<b>分析の背景</b>	<p>2018年度認証評価において「点検を改善に結び付ける教育研究の質保証体制や方法の整備に弱い面があり、組織としての取組が必ずしも十分とは言えない」との指摘を受け、適切な内部質保証体制の構築に向けて検証及び改善を行い、2021年より新たな内部質保証体制を開始した。2年以上の検討を経て体制構築を行うとともに、円滑な推進に向けた課題を整理し、体制構築後も引き続き内部質保証推進委員会を中心に点検・見直しを継続した。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1. 内部質保証体制の構築・評価・改善</p> <p>2019年度より本学の内部質保証体制について検証を開始し、外部講師によるセミナーを実施した。2020年度には、副学長・評価委員長・教育関係のセンター長を中心とした「内部質保証実施体制構築検討会議」を設置し検討を進め、2021年度より内部質保証推進委員会を設置するなど新たな内部質保証体制を開始した。新体制開始後も内部質保証推進委員会において内部質保証体制の点検を行い、関連委員会の役割分担の曖昧さや、関連データの収集・管理・活用のための仕組みづくりの必要性などの課題を整理した。2022年度には、外部評価の実施、将来ビジョン検討委員会における意見聴取を経て、内部質保証推進委員会及び評価委員会の役割及び構成員の見直し、教育に関する自己点検・評価等において必要となる根拠データの収集、加工、一次分析を行う「教学アセスメント部会」の立ち上げ等を決定した。2023年度の試行を経て2024年度には、教育活動に関する内部質保証に責任を負う組織を「評価委員会」として、全学レベルの内部質保証に責任を負う組織を「内部質保証推進委員会」として、それぞれ役割を明確化し、さらに評価委員会の下に「教学アセスメント部会」を設置・稼働させた。また、大学の管理運営に関する自己点検・評価の体制も整えるため、教育研究審議会の下に設置している<a href="#">全学委員会(総務・予算・評価・広報)</a>も新たに自己点検・評価の対象とした。また、自己点検・評価活動の適切性の点検・評価のため、内部質保証推進委員会において、3年間取組を継続して推進した学部長・センター長を対象に、実施方法・体制等に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえた改善策を関係部局とともに検討中である。</p> <p>2. 内部質保証について全学的な理解を深めるための取組</p> <p>2019年度から2024年度にかけ、外部講師による研修3回、学内教職員向け説明会1回、職員研修1回を開催するとともに、毎年度の自己点検・評価結果について、各学部長から全学教職員向けの報告会(基準2 No.1参照)及び各センター長等と学長・副学長との意見交換会を継続して実施している。</p> <p>3. 自己点検・評価とフォローアップ</p> <p>2021年度から毎年度、内部質保証推進委員会及び評価委員会から関係部局へ自己点検・評価の依頼を行っており、各委員会は各部局の報告書の内容を検証し、コメントのフィードバックを行っている。また、改善状況の継続的な「見える化」の必要性に関する外部委員からの意見を受け、2023年度から「フォローアップシート」を導入し、各部局の自己点検・評価から見出された課題の継続的な改善活動を促している。本シートについても報告書と同様にフィードバックや各部局とのヒアリング等に活用し、組織的な改善活動に取り組んでいる。</p>
<b>自己評価</b>	<p>2018年度の認証評価の指摘を踏まえ、全学で内部質保証体制の構築を着実に進め、2021年から新たな内部質保証体制を構築した。内部質保証体制についても、不断の点検を通じ、委員会等組織の機能や構成などの見直しを迅速に行っている。数年間の継続した体制の見直しにより、各部局が自ら抽出、可視化した課題やその改善活動を組織的に把握、検証し、フォローアップを行うサイクルを整えた。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">内部質保証の方針、内部質保証推進規程、内部質保証体制図、大学の自己点検・評価報告書(公表サイト) 評価委員会の構成員及び審議事項(愛知県立大学教育研究審議会に設置する委員会に関する規程別表)、自己点検・評価報告書(2021年度(P2, 3, 6-9)、2022年度(P7, 8, 53-55)、2023年度(P7, 8, 28-30, 34, 35))</a>  <a href="#">将来ビジョン検討委員会議事録(抜粋)</a>、<a href="#">内部質保証推進委員会議事録・資料(抜粋)</a>、  <a href="#">内部質保証体制に関する外部評価結果</a>、<a href="#">内部質保証の取組に関する報告会・意見交換会実施結果</a>、  <a href="#">自己点検・評価報告書及びフォローアップシートの検証関連資料</a>  <a href="#">自己点検・評価の実施方法や実施体制等に関するアンケート結果</a></p>

<b>タイトル (No. 3)</b>	卒業時アンケートと学修ポートフォリオに基づく教育体制の検証と改善の取組【学修成果】
<b>分析の背景</b>	<p>全学的な教育体制の検証と改善の取組は教育支援センター、及び同センターに設置する FD 委員会が中心となって行っている。これまでに連続的に実施していた調査は、教員を対象とした授業改善アンケート（2016～20 年）、学生ニーズ聞き取り調査（2011～21 年）、授業評価アンケート（2007 年～現在）の 3 つであるが、2020 年度からの新型コロナ対応を契機に手法等の見直しを進めた。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1. 教育評価の分析方法の改善</p> <p>(1) 授業改善アンケート、学生ニーズ聞き取り調査、授業評価アンケートの見直し</p> <p>教員対象の授業改善アンケートは、改善状況やその内容を把握する目的で実施していたが、学生に対するフィードバックに直結しないという課題を踏まえ、2021 年度に授業評価アンケートへの教員による自己分析・自己評価に一本化し、受講学生に授業内容・方法の改善と向上について明示する形式に見直した。学生ニーズ聞き取り調査は、とりわけコロナ禍で遠隔授業に対する学生の声を収集する面で大きな役割を果たしたものの（基準 2 No.4 参照）、学生のニーズを聞き取るという性質上、調査の長期的な戦略を描きにくいという課題があった。さらに授業評価アンケートも、各授業の改善効果は期待できるが、学位プログラム全体の評価という視点では不向きであるという課題が明らかとなっていた。</p> <p>(2) 卒業時アンケート、学修ポートフォリオの導入と本格実施</p> <p>これらの課題を受け、2022 年度 FD 委員会において、学生ニーズ聞き取り調査のあり方の検討を行った。その結果、卒業間近の 4 年生を対象に、カリキュラム全体への学生の考え方及び満足度、3 ポリシー（特にディプロマ・ポリシー（以下「DP」という））の達成度・認知度に関するアンケートを試行し、その後 2023 年度から「卒業時アンケート」として本格実施した。昨今の教学マネジメントの流れを反映し、各学部で 3 ポリシーに関する設問を設け、アンケート結果を各学部の FD 委員が分析・検証し、翌年度末の FD 委員会で報告・共有する体制も確立した。なお 2025 年度からは、各学部のアンケート分析結果を教育支援センターの「自己点検・評価報告書」に組み込むことにより公表を予定している。</p> <p>さらに、2023 年度からの準備期間、FD 研究会での周知・討論を経て、2024 年度後期に学修ポートフォリオを全学部を導入した。ポートフォリオにはレーダーチャートによる DP 達成度の表示に加え、学生の振り返りと目標設定、それに対する教員のコメント機能があり、その活用と指導法について、FD 委員会を中心に各学部の意見をもって検討している。今後はポートフォリオの活用を通じて、DP を含めた教育体制全体の学生・教員による検証・改善につなげていく。</p> <p>2. 卒業時アンケート実施結果から確認された傾向や課題、および改善に向けた検討・取組</p> <p>2023 年度から本格実施した卒業時アンケートの検証により各学部でほぼ共通して認識された課題は、学生による 3 ポリシーの認知度の低さであった。この課題と対応について FD 委員会で検討し、一部の学部においては DP に対する学修成果の自己評価にループバックを用いて前・後期それぞれに実施するなどの取組につながった。その他履修ガイダンス時に 3 ポリシーについて説明するといった改善の実施などにより、2024 年度以降は 3 ポリシーの認知度が上がるものと期待している。これらの課題や対応事例は全学での改善につなげるため FD 委員会で共有している。</p>
<b>自己評価</b>	<p>FD 委員会を中心に、授業評価アンケートに加えて卒業時アンケートと学修ポートフォリオを活用し、学修者本位の教育を支援する環境を強化するとともに、大局的な視点での教育体制の検証と課題の抽出、取組効果の分析を行い、改善に取り組んでいる。学修成果の分析としては、学生の修学状況のデータや、学生・教員からの意見を収集し、その結果を教員全員参加による FD 研究会及び各学部の教授会等で検討している。その結果を踏まえて教育体制や学位プログラム（カリキュラム）の見直し、学習環境の改善に取り組んできた。また、コロナ禍など急激な環境の変化の中にあっても、学生や教員からの意見を踏まえて新しい取組や既存制度の柔軟な見直しを行うなど、教育の質の維持、向上に努めている。</p>
<b>関連資料</b>	<p>FD 委員会資料・議事録（2022～2024 年度抜粋）、授業アンケート実施要領、卒業時アンケート分析結果、FD 研究会次第（2023・2024 年度）、FD 研究会アンケート結果（抜粋）、学修ポートフォリオ関連資料、<a href="#">愛知県立大学教育支援センター規程</a>、<a href="#">愛知県立大学 F D 委員会規程</a>、自己点検・評価報告書（<a href="#">2021 年度 (P18-20)</a>、<a href="#">2023 年度 (P21-22)</a>）</p>

<b>タイトル</b> (No. 4)	学生生活・教育支援の充実に向けた取組
<b>分析の背景</b>	<p>学生生活・教育支援については、アンケート等の実施により学生の声を継続的に収集している。特にコロナ禍において従来の対応や支援の大幅な見直しが必要となったため、全部局の責任者が参画する教職協働の会議（コロナ対策室会議：2020年3月～2023年5月）を立ち上げ、ポストコロナ時代のあり方も含めた全学的な課題や対応策について協議し、迅速に改善の取組を進めた。その成果も踏まえ、学生生活面では入試・学生支援センター及び学生支援課、教育環境面では教育支援センター及び学務課を中心に、それぞれ教職協働体制により様々な取組を継続して行っている。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1. 学生生活支援の取組</p> <p>隔年で実施する学生生活に関するアンケートに加え、コロナ禍においては学生の経済状況への影響を調査するため、2020年4月に学生支援課が学生生活実態調査を行った。その結果から両親の収入や自身のアルバイト収入が減少又は消失したことによる経済的支援が必要な学生の状況を確認し、国による学生緊急支援金や「学びの継続」のための学生支援緊急給付金と合わせて、自宅外生やその他経済的に困窮する学生を対象とした本学独自の給付金などの支援を実施した。</p> <p>また、学生相談室ではオンラインや電話による相談体制を整備し、修学支援として自宅での遠隔授業が困難な学生に自習室の利用を許可し、後に「修学支援サポートルーム」として整備した。キャリア支援室では、企業説明会や採用選考のオンライン化に伴い、授業の合間や自宅に個室が確保できない学生の支援としてプライベートボックスを2基設置した。特にアフターコロナ時代における就職活動では、採用側のオンライン活用が進み、それに対応する学生の利用状況に合わせた環境整備計画を立案し、実行している。</p> <p>2. 教育環境の整備（授業の実施方法の検証・工夫等）</p> <p>オンライン・オンデマンド授業の開始に伴い、FD委員会において学部別に学生ニーズ聞き取り調査を行った。その結果、遠隔授業の取組方法や要望、通学時間の削減による学習時間及び睡眠時間の増加や、友人関係構築上の問題といった学生生活の変化を確認した。また遠隔授業と対面授業における双方の強みと弱みを明確にした上で、授業資料や教材の電子化、授業動画のアーカイブ化等を促進し、教育環境の充実化に取り組んだ。また、教員を対象にアンケートを行い、授業方式・手ごたえ・遠隔授業の感想等について把握し、結果をウェブサイトにて公開した。同年に遠隔授業と対面授業それぞれ「授業改善アンケート」（基準2 No.3 参照）を実施し、授業方式を検証するとともに、教育環境の改善と質保証に努めた。2022年度から対面授業を原則とし、「多様なメディアを高度に利用した授業についての申合せ」を定め、対面授業に相当する教育効果が認められる場合に限り遠隔授業を可能とした。</p> <p>3. 産学連携インターンシッププログラムの開発</p> <p>コロナ禍では企業のインターンシップの中止など、学生と企業の接点が減少した。そこでキャリア支援室が中心となり、学生一人ひとりが主体的にキャリア意識を形成していくことを目的とした産学連携型インターンシッププログラムの開発に取り組んだ。参加学生による報告会では受入企業担当者を招き、継続的に大学と受入企業との意見交換会を行っている。意見交換会では、伸ばせるスキルなどを事前に示すことの重要性が確認され、講義内容を見直すなどの改善を図っている（2022年度プログラム4件、参加者7名、2023年度プログラム5件、参加者11名、2024年度プログラム5件、参加者6名）。</p>
<b>自己評価</b>	<p>教員や学生を中心にステークホルダーへのアンケート調査や意見交換を複数回実施し、ニーズに合わせた学生生活・教育支援を実施している。コロナ対策室会議を発端に様々な視点での課題が全学的に可視化・共有され、オンライン活用による取組の充実化が継続して図られるとともに、対面でしか得られない学びも確認、共有された。コロナ禍を契機に様々な取組が全学的に迅速に見直され、各部局における継続した学生支援・教育環境の点検・改善の取組につながっている。</p>
<b>関連資料</b>	<p>学生生活実態調査結果、学生生活に関するアンケート結果報告書</p> <p><a href="#">学生ニーズ聞き取り調査結果「遠隔授業実施に伴う授業への取組・学生生活の変化について」</a></p> <p><a href="#">FD研究会資料「前期オンライン授業実施状況」</a></p> <p><a href="#">2020(令和2)年度授業改善アンケート調査結果（遠隔授業）</a></p> <p>インターンシップ実践講義資料、大学と受入企業との意見交換会記録、インターンシップ日誌自己点検・評価報告書（<a href="#">2021年度（P17,18）</a>、<a href="#">2023年度（P18-20）</a>）</p>

<b>タイトル</b> (No. 5)	<b>科研費申請支援の強化と学内研究費助成制度の見直し【研究環境整備】</b>																																																						
<b>分析の背景</b>	<p>第三期中期計画等において、高度で挑戦的な研究、学部間連携型の研究など、多様な専門分野を有する大学としての特色を生かした研究の推進、国内外への研究成果の発信を掲げ、学術研究情報センターを中心とした研究支援の取組をはじめ、学内予算の重点的な配分、研究推進体制の改革等を進めてきた。</p>																																																						
<b>分析の内容</b>	<p>1. 科研費申請支援の強化について</p> <p>本学では、学外講師による科研費申請に関する講習会等の開催、全国の国公立大学で科研費申請支援実績のある業者等による申請書添削や個別ウェブ面談（以下、「申請サポート」）等、科研費申請支援の取組を実施している。2019年度を除き、申請サポートを受けた教員の採択率はすべての年度で本学全体の採択率・全国の採択率とともに上回ることができているが、その一方で、業者による申請サポートを実施しなかった2020・2021年度でも本学全体の採択率は全国の平均を大きく上回ることができていることから、各種支援が採択率にどこまで貢献できているのかを判断することが難しい状況となっている。直近では、2024年度の採択率が低くなったため、2025年度については、申請書添削を複数回受けることによりその効果がより一層期待できると判断し、申請書添削を3回以上受けることを推奨した。</p> <p>■表:科研費申請・採択状況</p> <table border="1" data-bbox="368 763 1473 1003"> <thead> <tr> <th>採択年度</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数(件)</td> <td>88</td> <td>80</td> <td>92</td> <td>72</td> <td>64</td> <td>80</td> <td>86</td> <td>80.3</td> </tr> <tr> <td>採択数(件)</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>34</td> <td>23</td> <td>13</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>全体採択率(%)</td> <td>28.4</td> <td>25.0</td> <td>37.0</td> <td>31.9</td> <td>20.3</td> <td>33.8</td> <td>24.4</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>採択率(申請サポート有)(%)</td> <td>36.4</td> <td>13.3</td> <td></td> <td></td> <td>35.0</td> <td>37.5</td> <td>29.1</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>全国平均採択率(%)</td> <td>24.9</td> <td>28.4</td> <td>27.4</td> <td>27.9</td> <td>28.6</td> <td>27.5</td> <td>27.3</td> <td>27.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2020・2021採択分については業者による申請サポート無し</p> <p>2. 学内研究費助成制度について</p> <p>本学では、全学的な研究に関わる政策の立案・実施等をより積極的に推進するため、2021年度に学術研究情報センターの下に「研究推進局」を新設するとともに、より効果的、効率的に本学の特色ある研究を奨励するため、学内研究費助成制度「学長特別教員研究費」（現・学長特別研究費）の運営体制及び内容の見直しを行った。戦略企画・広報室及び学術研究情報センターを中心に、過去15年分の同制度の採択状況及び変遷等について検証・分析を行い、現行制度の課題抽出、改善策の検討を行った結果、本制度の運営主体を、従来の予算委員会（事務局：法人管理部企画財務課）から研究推進局（事務局：研究支援・地域連携課）に変更するとともに、本制度のあり方等について検証するための「学長特別研究費アドバイザー会議」を設置した。併せて、本学の特色ある研究をより一層推進するため、本制度において、学部間連携、産学公連携、地域課題研究の推進に向けた新たな募集区分の設定を行うとともに、学内ニーズを踏まえた長期計画枠、海外ジャーナル掲載助成枠の新設、助成対象者の選考方法としてヒアリング等を追加するなど、制度の見直しを図った。学長特別研究費アドバイザー会議では、申請内容に関する審議のほか、応募条件や時期、助成額の適切性等についても審議しており、委員からの意見に基づき応募条件を見直すなど適宜改善を図っている。</p>	採択年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	平均	応募数(件)	88	80	92	72	64	80	86	80.3	採択数(件)	25	20	34	23	13	27	21	23.3	全体採択率(%)	28.4	25.0	37.0	31.9	20.3	33.8	24.4	28.7	採択率(申請サポート有)(%)	36.4	13.3			35.0	37.5	29.1	30.3	全国平均採択率(%)	24.9	28.4	27.4	27.9	28.6	27.5	27.3	27.4
採択年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	平均																																															
応募数(件)	88	80	92	72	64	80	86	80.3																																															
採択数(件)	25	20	34	23	13	27	21	23.3																																															
全体採択率(%)	28.4	25.0	37.0	31.9	20.3	33.8	24.4	28.7																																															
採択率(申請サポート有)(%)	36.4	13.3			35.0	37.5	29.1	30.3																																															
全国平均採択率(%)	24.9	28.4	27.4	27.9	28.6	27.5	27.3	27.4																																															
<b>自己評価</b>	<p>「令和6年度科学研究費助成事業の配分について(P30, 35)」によると、本学の採択率は公立大学における平均水準(25.1%)を概ね保っており、2018～2024年度の平均採択率は公立大学全体(25.7%)よりも3%上回っている。女性採択比率も全大学中21位など、多様な人材が積極的に科研費を獲得していることから、教員人事選考から研究支援の取組まで十分に機能していることを確認した。運営体制等の見直しにより、学内構成員の意見を吸い上げながら本学の特性を踏まえた研究支援を行う体制が整備されたものの、科研費申請支援の希望者や学内研究費助成制度への応募者が一部に留まっていることから、引き続きより詳細な効果測定や利用者への意見聴取を行いながら、最適な研究支援体制に向けた改善に取り組む。</p>																																																						
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">研究活動実績</a>、<a href="#">学術研究情報センター規程</a>、学長特別研究費・アドバイザー会議関連規程  学長特別教員研究費の運営体制及び内容の見直しに関する資料、  学長特別研究費アドバイザー会議議事録（抜粋）、  自己点検・評価報告書（<a href="#">2021年度 (p22-23)</a>、<a href="#">2022年度 (p44-46)</a>、<a href="#">2023年度 (p24-26)</a>）</p>																																																						



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>1. 本学の理念に基づく教育研究の取組</p> <p>本学では、「研究者と学生が、相互に啓発し学びあう「知の拠点」を目指す」、「公立大学として、良質の研究と良質の教育を進めるとともに、その成果をもって地域社会・国際社会に貢献する」、「成熟した共生社会の実現を見据え、これに資する研究と教育、地域連携を進める」を理念に掲げ、これらをもとに、教育研究を展開している。</p> <p>2. 具体的な取組</p> <p>ここでは、特色ある教育研究の取組として、5項目を取り上げる。</p> <p>第一は、新教養教育カリキュラム「県大世界あいち学」である。これは、公立大学として地域社会に貢献することを目指した取組で、グローバル社会で役立つ教養を身につけるために、愛知県の特性であるものづくり産業や多文化共生を主軸に、4年間を通して学部の専門性を生かした科目を横断的に学ぶことができるカリキュラムである。2021年度には外部団体からの助成金も獲得するなどカリキュラム運営の充実を図りながら、5学部の学生が互いの考え方の共有を通して主体的な学びを促進することができた。</p> <p>第二は、学部・研究科横断及び他機関との連携による教育研究の推進である。これは、共生社会の実現を見据えた研究、教育、地域連携を進めるために、学部・研究科間連携を推進し、地域社会が求める人材の育成、教育研究成果の還元へとつなげる取組である。具体的には、リカレント教育事業としての医療・教育福祉現場のエキスパート人材の育成研修プログラム、日本文化学部と看護学部の連携による災害に関する専門科目の開講、外国籍住民が多い愛知県で思想・文化・制度等を学際的に学ぶ学部横断カリキュラム、2024年教員養成大学・学部の機能強化事業として採択された「あいち地域共創教員プログラム」など、本学の理念に基づく多様な学部・領域横断による取組を進めている。</p> <p>第三は、学生の自主的・主体的な教育研究活動を支援する取組である。これは、研究者と学生が相互に啓発し学び</p>	<p>合うことを目指した取組である。具体的には、「学生自主企画研究・活動」「はばたけ 県大生」奨学制度にて、多様な教育・研究活動を支援する体制を整えている。その結果として、質の高い研究が行われ、成果の公表により、全学的な学修意欲の向上につながることを期待される一方で、申請者数が採択枠を下回る年度もあり、学生への周知が課題として挙げられる。</p> <p>第四は、地域課題に応えるコミュニティ通訳学コースの新設である。これは、公立大学として地域社会に貢献するとともに、共生社会の実現を見据え、地域連携を進めることを目指した取組である。具体的には、外国籍住民が多い愛知県の現状を踏まえ、様々な領域で外国籍住民等を言語面から支援するコミュニティ通訳について、理論と実践の両面から研究することを目指し、2022年4月に国際文化研究科「コミュニティ通訳学コース」を新設し、コミュニティ通訳者やコミュニティ通訳分野のコーディネーター・研究者の養成に取り組んでいる。他に例が少ない取組であることから、全国から志願者が集まっており、継続して県内外に修了者を輩出するなど、今後さらなる人材育成が期待される。さらに、2024年には、人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型）にも採択され、今後の学びの強化に向けカリキュラム改革を行う予定である。</p> <p>第五は、研究推進に向けた組織改革である。これは、公立大学として良質な研究・教育を行い、地域社会に貢献し、共生社会の実現を見据えた研究・教育を進めるための取組である。具体的には、法人化後、学部・研究科を基礎とする部局に付置されていた研究所の課題を明らかにした上で、研究所改革に着手し、研究に関する事項を一元的に推進・管理する組織として「研究推進局」を新たに設置するとともに、研究所の設置要件や予算配分方法等を見直し、2021年度から新体制をスタートさせた。この取組により、研究成果の発信不足の改善、外部資金獲得の促進、学内連携を伴う共同研究の推進を図ることができた。</p>
---	---

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	新教養教育カリキュラム「県大世界あいち学」	45
2	学部・研究科横断及び他機関との連携による教育研究の推進	46
3	学生の自主的・主体的な教育研究活動を支援する取組	47
4	地域課題に応えるコミュニティ通訳学コースの新設	48
5	研究推進に向けた組織改革	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	新教養教育カリキュラム「県大世界あいち学」
<b>取組の概要</b>	<p>2021年度に教養教育センター主導のもと、新たな教養教育カリキュラム「県大世界あいち学」を開始し、全学部連携型授業及び複数学部連携授業を開講した（<a href="#">教養教育センターウェブサイト</a>参照）。学部4年間を通して学ぶ新カリキュラムを構築するとともに、グローバル化が進む実社会で役立つ真の教養を身につけるため、愛知県の特性であるものづくり産業や、多文化共生等を軸に学ぶことができる、多様な専門分野を持つ本学の強みを生かした5学部連携教育を実現した。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>1. 開講までの経緯とカリキュラム運営</p> <p>世界の情勢と愛知県の独自性を踏まえ、多文化・多言語への理解を通じた協働能力を涵養するという理念のもと、2019年度に教職協働による教養教育改革検討WGを立ち上げた。「教養教育の理念と目標」を明示した上で、コアとなる科目を配置し、その中核をなす学部間連携科目を8科目新設した。「多文化社会への招待」「データサイエンスへの招待」の2科目を入学初年次必修の全学部連携型授業（APU教養コア科目）、他の6科目を複数学部連携型授業（APU教養連携科目）とすることで、幅広い視野から課題を認識し、総合的な判断力を修得できる本学独自の教養教育カリキュラムを実現した。教養教育FD研究会（科目群会議）やアンケートによる意見聴取、模擬授業等で検討を重ねた上で授業方針や内容を決定し、教養教育センター長をはじめ各学科・専攻選出委員から構成される教養教育科目委員会を中心に運営している。開講後も毎年度、継続して点検・評価を実施し、授業科目や授業運営の課題を検証した。また、シラバスにて「関連科目」「受講要件」「評価基準」欄を新設し、科目間の関連や内容の難易段階を示すとともに、連携型授業の授業担当者会議を行い、到達目標・授業計画・成績評価方法などを検討した（<a href="#">2020年度業務実績報告書 P6-7</a>）。2021年度には<a href="#">三菱みらい育成財団の「21世紀型教養教育プログラム」</a>として採択、2024年度まで継続して助成を受けることができ（2021～2023年度計22,083千円、2024年度3,680千円）、より充実したカリキュラムを実現させた。</p> <p>2. 特色ある科目</p> <p>全学必修科目とした「多文化社会への招待」と「データサイエンスへの招待」は、5学部混合で編成された受講者を対象に、5学部から選出した教員によって実施され、両科目とも文理にわたるテーマの講義とディスカッションを組み込む形とした。受講者も他学部の学生と学ぶ意義を実感しており、学生の声として<a href="#">ウェブサイト</a>でも紹介している。「データサイエンスへの招待」は、開講1年目で文部科学省による「<a href="#">教理・データサイエンス・AI教育認定プログラム(リテラシーレベル)</a>」の認定を受けたほか、授業改善のために民間企業を対象に実施した外部評価アンケートでも、概ね高い評価を受けた。また、連合愛知による寄付講座として「県大エッセンシャル」を開講し、企業、自治体などからの外部講師が多角的なアプローチで迫るオムニバス形式で実施している。受講者からは「普段接することのない方々の話を聞いたことは貴重な経験だった」などの感想があり、キャリア形成にも好影響を与えている。</p> <p>新カリキュラム完成年度となる2024年度までに計画通り全科目を開講し、教養教育センターにおいて実施した学生アンケートでは、本カリキュラムの4つの理念に対する理解度はいずれの項目も96%以上と高水準を示すなど、新カリキュラムの理念・目標の浸透具合や達成度を確認することができた。</p>
<b>自己評価</b>	<p>新カリキュラム開講以降、全教員が参加する教養教育FD研究会や科目担当者による意見交換等において、課題の共有、改善策の検討を継続して実施している。外部の助成金に採択されるなど、理念や教育内容が外部からも評価されるとともに、学部を超えて多様な考え方に触れる機会が広い視座の獲得につながるなど、学生アンケート等を通じて理念・目標に沿った教育効果を確認することができている。引き続き、教育の質の維持・向上に取り組み、「県大世界あいち学」を充実させていく。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">教養教育の理念・目標</a>、「県大世界あいち学」リーフレット、<a href="#">2021年度業務実績報告書 (P5-7)</a>、自己点検・評価報告書（<a href="#">2021年度 (P20-22)</a>、<a href="#">2022年度 (P43-44)</a>、<a href="#">2023年度 (P22-24)</a>）</p> <p>三菱みらい育成財団「21世紀型 教養教育プログラム」自己評価シート、 教養教育FD実施概要・科目群会議記録2023、 外部評価アンケート集計結果（データサイエンスへの招待） 『県大世界あいち学』に関するアンケート結果、県大エッセンシャル総括レポート</p>

<b>タイトル (No. 2)</b>	学部・研究科横断及び他機関との連携による教育研究の推進
<b>取組の概要</b>	<p>第三期中期計画において、文系・理系双方の学部を擁する複合大学のメリットを生かした学部・研究科間連携を推進し、地域にとって有為であり、社会が求める人材を育成するとともに、教育研究の成果を地域社会に還元する取組を進めることを掲げた。これらを踏まえ、学部間、研究科間を横断する取組や他機関との連携による取組を複数実施した。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>1. <a href="#">リカレント教育推進事業</a>（研究科横断・他機関連携）          デジタル技術を駆使しながら医療・教育福祉現場の課題を明確にし、多職種連携を図りつつ課題解決に向けて現場に変革をもたらすことができるエキスパート人材の育成研修プログラムとして、令和4年度文部科学省「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された。本事業は、人間発達学研究所と看護学研究所の協働による研修プログラムで、愛知県教育委員会や愛知医科大学病院等の学外機関と連携し、両研究科教員と外部委員で構成される事業実施委員会でニーズを確認しながら全2コース9プログラムを運営している。受講者アンケートでは高い評価を得ており、補助金終了後の2024年度以降もプログラムを改善の上、継続して受講者を確保し、自走化を実現している。</p> <p>2. 災害・文化・くらしの特別研究（学部横断・他機関連携）          第三期中期計画に基づき、日本文化学部と看護学部の連携により、2022年度から災害の問題を中心とした専門科目「災害・文化・くらしの特別研究」を開講した。愛知工業大学地域防災研究センターと連携し、VRゴーグルでの地震体験、建物の床下にある免震ゴムや学生が作成した「かまどベンチ」の見学など、防災・減災に役立つ取組を学ぶ機会を提供や、身近な人へのインタビューを通じた災害の聞き書き集作成など、記憶を記録し継承する活動も盛り込んでいる。他にも西尾市岩瀬文庫、愛知県立芸術大学など、地方自治体、他大学等様々な連携による多面的な授業を実施している（履修者数 2022年度：14人、2023年度：17人、2024年度：27人）。</p> <p>3. 愛知地域共生教育プログラム（学部横断）          2023年4月より、外国籍住民が多い愛知県において、思想・文化・制度等を学際的に学ぶことで、複雑化する社会課題に対する現実的な対応力、総合的な視野を形成するため、教育福祉学部を中心に5学部構成である本学の特徴を活かした学部横断カリキュラムとして開始した。各学部における講義科目の受講に加え、地域における「学習支援活動」や「国際交流」などの自主的な正課外活動も盛り込んでいる。必要な単位数を修得した者に修了証を発行し、地域共生の専門的力を備えていることを証明するプログラムである。</p> <p>4. 多文化共生社会の課題解決に向けた協働的力の形成 ～ポートフォリオを軸とした「あいち地域共創教員プログラム」～（学部横断・他機関連携）          愛知県の教育課題である多文化共生を自ら学び、考え、地域と共創する教師の育成を入学者選抜・養成・採用を一体化した形で行うことを目指す取組として、文部科学省令和6年度「<a href="#">地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業</a>」に採択された。学校等における体験活動や学部横断型の教育プログラムにより、地域の教育課題解決に必要な力量を広い視野から涵養する。その際、海外大学等における多文化共生に向けた取組についても、調査や交流を行いながら進めている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>学部間、研究科間を横断した授業やプログラムの実施、コースの新設をはじめ、外部機関と連携する取組など領域や分野を横断して幅広い視点を身につけることができるプログラムを複数開始し、本学のリソースを活かしつつ、地域社会や国際社会の課題の解決に資する新たな取組へとつながった。2025年度から開始した第四期中期計画においても重点的計画として文理横断・領域横断型教育を掲げている。</p>
<b>関連資料</b>	<p>医療・教育福祉リカレント教育推進事業実施委員会開催要領、<a href="#">リカレント教育受講者アンケート</a>、<a href="#">災害・文化・くらしの特別研究</a>、<a href="#">業務実績報告書（2021年度（P12）、2022年度（P15））</a>、<a href="#">「愛知地域共生教育プログラム」学報 vo. 12（P5）</a>、<a href="#">愛知地域共生教育プログラム（学生便覧抜粋）</a>、<a href="#">愛知地域共生教育プログラム説明（学生向け）</a>、<a href="#">課程外活動実施報告書（愛知地域共生教育プログラム）</a>、<a href="#">愛知地域共生教育プログラムチェックシート</a>  <a href="#">第四期中期計画（P1_(1)-ア-[1]）</a></p>

<b>タイトル (No. 3)</b>	学生の自主的・主体的な教育研究活動を支援する取組																											
<b>取組の概要</b>	本学の理念に基づき、研究者と学生が相互に啓発し学びあう「知の拠点」を目指し、その成果をもって地域社会・国際社会に貢献するため、「学生自主企画研究・活動」「はばたけ 県大生」奨学制度にて学生の自主的・主体的な教育・研究活動を経済的に支援している。両制度により、多様な教育・研究活動を支援する体制を整えている。																											
<b>取組の成果</b>	<p>1. 実施概要</p> <p>(1) 「<a href="#">学生自主企画研究・活動</a>」</p> <p>学部生や大学院生で構成された研究・活動グループが自主的に企画した研究プロジェクトに対し、研究資金を助成する制度である。本制度は 2007 年度から教育支援センターが企画・運営しており、2020 年度には多文化共生枠を新たに設置するなど、大学や地域の特色を生かした制度運営を行っている。現在はテーマとして、地域連携、多文化共生、その他の 3 つから学生が選択して応募し、書類選考を経て、公開ヒアリングにより最終審査を行っている。審査基準は、問題意識、地域への貢献度、研究計画性、実行性、プレゼンテーション内容の総合評価としており、公開ヒアリング、成果報告のいずれも、学長・副学長・学部長・センター長が審査委員を担当している。2024 年度には、本事業の中間報告会と県立高校における探究活動発表会との<a href="#">合同開催</a>や、愛知県教育委員会との連携により県立高校の希望に応じて報告会の録画動画を閲覧できる仕組みを構築するなど、高大連携の取組へと発展させた。</p> <p>(2) 「はばたけ県大生」奨学制度</p> <p>学部生及び大学院生（博士前期課程）の個人による国内外での自主的活動を奨励するため、大学独自の奨学金（給付）制度として 2015 年に設置した。当初は各学部における成績が優れている学部生を対象としていたが、2019 年度に学生生活委員会において、意欲的に取り組む姿勢を重視する観点から、各学科・専攻に受給枠を割り当てる従来の仕組みは廃止し、競争的な新制度へ見直しを行った。あわせて給付対象者を博士前期課程の大学院生まで拡大した。選考基準は、問題意識、研究目的、研究計画、実行性、使用額金の使途計画の妥当性の 5 項目であり、5 学部長と入試・学生支援センター長で構成する選考委員会において審査し決定している。採択者は各学科（専攻）で設定された報告会で主に下級生に報告を行い、報告会終了後に実施報告書を提出している。</p> <p>2. 近年の応募・採択状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1256 1378 1451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">学生自主企画研究・活動（グループ）</th> <th colspan="2">はばたけ県大生（個人）</th> </tr> <tr> <th>応募件数</th> <th>採択件数</th> <th>応募件数</th> <th>採択件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>34</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>28</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 効果と今後の課題</p> <p>「学生自主企画研究・活動」では、異なる学部の学生同士や学部生・大学院生が同じグループで研究に取り組むなど、領域や学年を横断した積極的な活動が多く見られた。「はばたけ県大生」奨学制度を利用した学生からは「自己資金だけでは厳しかった面を助けて頂き、より研究内容を深めることができた」、「研究の幅が広がった」など充実した研究活動の様子が報告されている。</p>				年度	学生自主企画研究・活動（グループ）		はばたけ県大生（個人）		応募件数	採択件数	応募件数	採択件数	2022	6	6	14	14	2023	9	6	34	17	2024	7	5	28	15
年度	学生自主企画研究・活動（グループ）		はばたけ県大生（個人）																									
	応募件数	採択件数	応募件数	採択件数																								
2022	6	6	14	14																								
2023	9	6	34	17																								
2024	7	5	28	15																								
<b>自己評価</b>	意欲ある学生を経済的に支援することで、学生が学業や研究に専念し、自主性や主体性を発揮できる環境が整備されている。また、両制度とも成果報告会を通じて、意欲ある学生の取組を他の学生や教職員にも共有している。これにより全学的に学修意欲を向上させることが期待できる。より多くの学生の自主性、創造性を刺激し、勉学意欲の向上を図るために、これらの制度のさらなる活用に向けた学生への周知が課題として挙げられる。																											
<b>関連資料</b>	<a href="#">ウェブサイト「学生自主企画研究・活動」</a> <a href="#">ウェブサイト「奨学金」（ページ下部「はばたけ県大生」）</a> 「はばたけ県大生」奨学制度募集要項、「はばたけ県大生」実施報告書（抜粋） 「はばたけ県大生」奨学制度改革案																											

タイトル (No. 4)	地域課題に応えるコミュニティ通訳学コースの新設
取組の概要	<p>外国籍住民が多い愛知県の現状を踏まえ、医療、司法、教育、行政、福祉等の領域で外国籍住民等を言語面から支援するコミュニティ通訳について、理論と実践の両面から研究することを目的として、2022年4月から国際文化研究科に「コミュニティ通訳学コース」を新たに設置し、専門知識を有するコミュニティ通訳者やコミュニティ通訳分野のコーディネーター・研究者の養成に取り組んでいる。</p>
取組の成果	<p>1. コース設置の背景と目的</p> <p>本学では、<a href="#">文部科学省委託事業「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」</a>として、ポルトガル語スペイン語による医療分野地域コミュニケーション支援能力養成を目的とした「医療分野ポルトガル語スペイン語講座」を2007年度から開講し、事業終了後（2010年度以降）も本学独自の取組として継続して実施した。延べ15年間の実績と成果をもとに、国際文化研究科に設置したコミュニティ通訳学コース設置準備委員会において検討を重ね、医療、司法、教育、行政、福祉等の領域の専門家と外国語話者等のコミュニケーションを支援するコミュニティ通訳について、理論と実践の両面から研究することを目的として、2022年度に「<a href="#">コミュニティ通訳学コース</a>」を設置した。現在は同コース運営委員会を中心に運営している。</p> <p>2. 教育内容</p> <p>「理論」、「実践」、「研究者としての能力」の3要素を含み、多文化共生論、現場実務に関する知識・事例研究を含むコミュニティ通訳研究、リモート通訳などの最新テクノロジーを活用する知識と運用能力を培う科目、言語ペア別の通訳演習などの科目を設定している。日本語を鍵語とした、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語を主な言語ペアとし、本学の強みを活かした多様な言語通訳を指導する体制としている。また、人間発達学研究科や看護学研究科との連携科目や、複数の教員と大学院生で構成する「合同ゼミ」を設置するなど、専門領域を横断した教育を推進するとともに、夜間、土曜日、オンラインの活用により社会人学生にも配慮した指導体制としている。</p> <p>3. 設置後の実績と今後の課題</p> <p>コース履修生は設置後3年間で計12名である。修了後の進路は、学部卒の院生は民間企業への就職、既にコミュニティ通訳として従事している社会人院生の場合は、自治体の外国人支援コーディネーターへの着任や、他大学の講師（通訳概論担当）など幅広く活躍している。</p> <p>医師や弁護士などの専門家を講師とする「多言語多文化実務論」のアンケート結果では、専門知識や現場で求められるスキルを学べることが好評であった。また、講師を務める外部の専門家が、この講義を通してコミュニティ通訳について知識を深めたことも大きな成果といえる。</p> <p>また、2024年度に文部科学省「<a href="#">人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型）</a>」に本コースの取組が採択された。複数の海外の大学院との国際連携教育を推進するとともに、愛知県多文化共生推進室、一般社団法人多文化社会専門職機構、メディフォン株式会社など県内外の事業連携機関と協働し、コミュニティ通訳者やコミュニティ通訳を日本の新しい社会インフラとして構築し機能させていくために必要な専門職人材の共同育成、さらには、AI・機械翻訳や遠隔通訳の活用と倫理など、さらなるカリキュラムの充実に取り組む予定である。</p>
自己評価	<p>2007年度文部科学省委託事業の採択から始まり、科目等履修・聴講生制度の活用による社会人対象プログラムの実績の積み上げを経て大学院の新たなコースを設置するに至った。これは、愛知県が設置する公立大学の使命である地域課題への取組において本学の特色を強く打ち出す全国でも類のない取組である。コミュニティ通訳の指導者と体系的な教育を行う大学は他に例が少ないことから、全国から志願者が集まっており、継続して県内外に修了者を輩出している。2024年度の文科省事業採択により、さらなる展開を図っていく。</p>
関連資料	<p>コミュニティ通訳学コースリーフレット（<a href="#">日本語版</a>・<a href="#">英語版</a>）  「多言語多文化実務論」アンケート結果  コミュニティ通訳学コースの学外連携機関  <a href="#">愛知県立大学人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業サイト</a></p>

<b>タイトル (No. 5)</b>	研究推進に向けた組織改革
<b>取組の概要</b>	<p>法人化直後の2008年度より、学部・研究科を基礎とする部局に付置された研究所を設立し、教育・研究・地域貢献のために一定の役割を果たしてきたが、学内での連携不足（取組・機能等の重複含む）や属人的な運営、研究成果の発信不足などの課題が明らかになった。これらの課題等を踏まえ、第三期中期目標・中期計画策定における改革のビジョンに則り、研究所改革に取り組んだ。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>1. 研究所改革と研究推進局の設置</p> <p>第三期中期目標・中期計画において、地域の発展に貢献する学際的な研究、多様な主体と連携した研究、高度で挑戦的な研究等を推進し、その成果を広く発信することを目標として掲げ、特に学部・研究科横断型の学際的な研究、産業界・地域社会等との連携による研究の推進に取り組むこととした。これらの方針のもと、法人化直後より本学の研究活動を牽引してきた研究所の位置づけの在り方やミッションの明確化、研究所活動の活性化に向け、既存の研究所の関係教職員へのヒアリングや学内からの意見聴取結果も踏まえ、研究所改革検討会議及び将来ビジョン検討委員会を中心に研究所改革の検討を進めた。その結果、本学の研究力を結集し、学術研究成果を積極的かつ効果的に発信するため、全学的な研究政策の立案・実施及び広報をはじめ、研究活動の連携や研究交流の促進に関する企画・実施・支援、研究所・研究プロジェクトチーム(PT)の統括など、研究に関する事項を一元的に推進・管理する組織として、学術研究情報センターの下に新たに「研究推進局」を設置するとともに、研究所の設置要件や予算配分方法等を見直し、2021年度から新体制を開始させた。</p> <p>2. 新研究所体制の開始</p> <p>本学における研究所の設置要件（愛知県立大学研究所等の設置及び廃止に関する規程）を2021年度から変更し、①研究テーマが中期目標及び中期計画に沿ったものであること。②研究内容が、複数の学部にもまたがる学際的なものであること。③研究内容が、産業界又は地域・地方自治体と連携して取り組む研究課題を有する、又は、国際的な課題（になる可能性）を有すること。以上の3点を満たすことを要件とした。その結果、6研究所及び1PTによって新体制をスタートさせた。その後、2024年度には、新たに1研究所が発足、1研究所が活動終了となり現在に至っている。</p> <p>3. 改革後の実績と今後の課題</p> <p>各学部・研究科の下で活動していた研究所を全学組織である研究推進局に集約することで、各研究所・PTの活動状況は研究所間及び学内教員に毎月共有されるとともに、研究推進局ウェブサイトの新設、研究活動報告冊子や研究所紹介動画の作成、新聞広告(全面)などにより研究成果の一元的な発信が可能となった。あわせて、研究活動の自己点検・評価や研究所運営のサポートとして検討してきた学内競争的資金（学長特別研究費）についても、継続的に見直しを進めている。2020年度まで学内予算を中心に運営されていた研究所体制から、2023年度には5研究所1PTが外部資金のみにより運営される体制へと移行することができた。改革による体制・仕組みの見直しと各研究所・PTにおける積極的な活動により、学部間連携の効果が示されるとともに、他大学や地域・企業との連携、海外共同研究などの外部との連携強化の土壌が醸成されてきたことから、さらなる発展に向けた研究所設置要件等の見直しを検討している。</p>
<b>自己評価</b>	<p>研究所改革において研究推進局の下に研究所等を集約したことにより、課題であった、研究成果の発信不足、学内連携を伴う共同研究の推進が改善された。また、研究所の自走化を達成するために、競争的資金の獲得を目標に掲げ、それを達成したことにより、研究活動のさらなる活性化と組織的な研究所運営を実現させた。今後は、研究所活動のさらなる発展に向け、研究所設置要件等の見直しや学内外の研究者との交流機会の増加、URAを含む研究支援の専門業務を担う人材の養成、配置について検討していく。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">研究推進局ウェブサイト</a>、<a href="#">愛知県立大学研究所改革について</a>  <a href="#">愛知県立大学学術研究情報センター規程</a>、<a href="#">研究所等の設置及び廃止に関する規程</a>  <a href="#">自己点検・評価報告書（2021年度（P22-24）</a>、<a href="#">2022年度（P44-46）</a>、<a href="#">2023年度（P24-26）</a>）</p>



認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項	記入欄			備考	
大学の名称	愛知県立大学				
学校本部の所在地	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3				
学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備考	
	外国語学部				
	英米学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	ヨーロッパ学科				
	フランス語圏専攻	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	スペイン語・ポルトガル語圏専攻	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	ドイツ語圏専攻	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	中国学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	国際関係学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	日本文化学部				
	国語国文学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	歴史文化学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	教育福祉学部				
	教育発達学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	社会福祉学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	看護学部				
	看護学科	2009年4月1日	愛知県名古屋守山区上志段味東谷(守山キャンパス)		
	情報科学部				
	情報科学科	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備考	
	国際文化研究科				
	国際文化専攻(M)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	国際文化専攻(D)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	日本文化専攻(M)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	日本文化専攻(D)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	人間発達学研究科				
	人間発達学専攻(M)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)	2009年に修士課程設置 2011年に博士前期課程に変更	
	人間発達学専攻(D)	2011年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	看護学研究科				
	看護学専攻(M)	2009年4月1日	愛知県名古屋守山区上志段味東谷(守山キャンパス)		
	看護学専攻(D)	2009年4月1日	愛知県名古屋守山区上志段味東谷(守山キャンパス)		
	情報科学研究科				
	情報システム専攻(M)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	メディア情報専攻(M)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	システム科学専攻(M)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	情報科学専攻(D)	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備考
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地	備考	
	教養教育センター	2013年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	教職支援室	2009年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	ICTテクノポリス研究所	2021年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	次世代ロボット研究所※	2021年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)	※2016年に開設し、2021年に学部 付置から全学付置に変更	
	生涯発達研究所※	2021年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	多文化共生研究所※	2021年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	人間の尊厳と平和のための人文社会研究所	2021年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	地域コミュニティにおける高齢者の介護 予防・孤立防止を目的としたニューノーマルな時代の「遊び」開発プロジェクト	2021年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
	文化財調査活用総合研究所	2024年4月1日	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3(長久手キャンパス)		
学生募集停止中の学部・研究科等					

学部・学科等の名称	専任教員等										非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考			
外国語学部 英米学科	9人	10人	2人	-人	21人	6人	3人	-人	25人	21人			
外国語学部 ヨーロッパ学科	15人	13人	3人	-人	31人	16人	9人	-人	43人	22人			
フランス語圏専攻	4人	4人	2人	-人	10人	-人	-人	-人	12人	22人			
スペイン語・ポルトガル語圏専攻	6人	5人	-人	-人	11人	-人	-人	-人	19人	24人			
ドイツ語圏専攻	5人	4人	1人	-人	10人	-人	-人	-人	12人	22人			
外国語学部 中国学科	4人	7人	-人	-人	11人	6人	3人	-人	21人	22人			
外国語学部 国際関係学科	7人	7人	1人	-人	15人	8人	4人	-人	20人	18人			
日本文化学部 国語国文学科	5人	3人	1人	-人	9人	6人	3人	-人	13人	25人			
日本文化学部 歴史文化学科	3人	6人	-人	-人	9人	6人	3人	-人	23人	26人			
教育福祉学部 教育発達学科	7人	5人	2人	-人	14人	8人	4人	-人	46人	12人			
教育福祉学部 社会福祉学科	7人	5人	1人	-人	13人	12人	6人	-人	27人	17人			
看護学部 看護学科	16人	10人	14人	13人	53人	12人	6人	-人	89人	7人			
情報科学部 情報科学科	15人	13人	2人	-人	30人	14人	7人	-人	2人	14人			
その他組織等(教職支援室)	1人	-人	-人	-人	1人	-人	-人	-人	16人	-人			
その他組織等(教養教育センター)	-人	4人	1人	-人	5人	-人	-人	-人	65人	-人			
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	28人	14人	-	-	-			
計	89人	83人	27人	13人	212人	122人	62人	0人	390人	-			

学部・学科等の名称	専任教員等										非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考				
	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数				基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数
〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	人	人
△△課程	人	人	人	人	人	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	人	人
〇〇学部〇〇専門職学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	-	-
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										助手	非常勤教員	備考
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	専任教員	うち教授数			
国際文化研究科 国際文化専攻(M)	38人	28人	30人	68人	3人	2人	2人	5人	-人	5人	-	-	
国際文化研究科 国際文化専攻(D)	14人	13人	5人	19人	3人	2人	2人	5人	-人	-人	-	-	
国際文化研究科 日本文化専攻(M)	15人	8人	3人	18人	3人	2人	2人	5人	-人	1人	-	-	
国際文化研究科 日本文化専攻(D)	8人	6人	3人	11人	3人	2人	2人	5人	-人	-人	-	-	
人間発達学研究所 人間発達学専攻(M)	22人	14人	2人	24人	3人	2人	3人	6人	-人	7人	-	-	
人間発達学研究所 人間発達学専攻(D)	11人	9人	2人	13人	3人	2人	3人	6人	-人	-人	-	-	
看護学研究科 看護学専攻(M)	17人	15人	8人	25人	6人	4人	6人	12人	-人	90人	-	-	
看護学研究科 看護学専攻(D)	10人	10人	3人	13人	6人	4人	6人	12人	-人	3人	-	-	
情報科学研究科 情報システム専攻(M)	9人	4人	1人	10人	4人	3人	3人	7人	-人	-	-	-	
情報科学研究科 メディア情報専攻(M)	11人	6人	-	11人	4人	3人	3人	7人	-人	10人	-	-	
情報科学研究科 システム科学専攻(M)	8人	5人	1人	9人	4人	3人	3人	7人	-人	-	-	-	
情報科学研究科 情報科学専攻(D)	20人	15人	8人	28人	4人	3人	3人	7人	-人	-	-	-	
計	183人	133人	66人	249人	46人	32人	38人	84人	0人	116人			

研究科・専攻等の名称	専任教員										助手	非常勤教員	備考
	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	専任教員	うち教授数			
□□研究科□□専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
法務研究科法務専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

区分	基準面積			専用			共用			共用する他の学校の専用			計	備考
	校舎敷地面積	運動場用地	その他	校舎敷地面積	運動場用地	その他	校舎敷地面積	運動場用地	その他	校舎敷地面積	運動場用地	その他		
校舎敷地面積(長久手キャンパス)	-	-	-	137,352 m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	137,352 m <sup>2</sup>	
校舎敷地面積(守山キャンパス)	-	-	-	27,843 m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	27,843 m <sup>2</sup>	
運動場用地(長久手キャンパス)	-	-	-	30,070 m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	30,070 m <sup>2</sup>	
運動場用地(守山キャンパス)	-	-	-	4,205 m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	4,205 m <sup>2</sup>	
校地面積計(長久手キャンパス)	24,800 m <sup>2</sup>	-	-	167,422 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	167,422 m <sup>2</sup>								
校地面積計(守山キャンパス)	3,600 m <sup>2</sup>	-	-	32,048 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	32,048 m <sup>2</sup>	
その他(長久手キャンパス)	-	-	-	107,889 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	107,889 m <sup>2</sup>								
その他(守山キャンパス)	-	-	-	8,639 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	8,639 m <sup>2</sup>	

区分	基準面積			専用			共用			共用する他の学校の専用			計	備考
	校舎面積計	運動場用地	その他	校舎面積計	運動場用地	その他	校舎面積計	運動場用地	その他	校舎面積計	運動場用地	その他		
校舎面積計(長久手キャンパス)	15,071 m <sup>2</sup>	-	-	50,691 m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	50,691 m <sup>2</sup>	
校舎面積計(守山キャンパス)	4,760 m <sup>2</sup>	-	-	11,557 m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	m <sup>2</sup>	-	-	11,557 m <sup>2</sup>	

学部・研究科等の名称	室数					備考
	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
外国語学部(長久手キャンパス)	78室	-	-	-	-	
日本文化学部(長久手キャンパス)	18室	-	-	-	-	
教育福祉学部(長久手キャンパス)	27室	-	-	-	-	
看護学部(守山キャンパス)	53室	-	-	-	-	
情報科学部(長久手キャンパス)	30室	-	-	-	-	
その他組織等(教養教育センター)(長久手キャンパス)	6室	-	-	-	-	

区分	講義室		演習室		実験演習室		情報処理学習施設		語学学習施設	
	長久手キャンパス	守山キャンパス								
長久手キャンパス教室等施設	49室	-	52室	-	19室	-	2室	-	3室	-
守山キャンパス教室等施設	-	11室	-	12室	-	24室	-	2室	-	0室
サテライトキャンパス	-	1室	-	0室	-	0室	-	0室	-	0室

図書館等の名称	面積		閲覧席数	
	長久手キャンパス	守山キャンパス	長久手キャンパス	守山キャンパス
長久手キャンパス図書館	6,374 m <sup>2</sup>	-	467席	-
守山キャンパス図書館	-	823 m <sup>2</sup>	-	93席

図書館等の名称	図書(うち外国書)		学術雑誌(うち外国書)		電子ジャーナル(うち国外)	
	冊数	種数	冊数	種数	冊数	種数
長久手キャンパス図書館	630,474 [191,439]	7,167 [1,499]	10,842 [10,836]	種	-	-
守山キャンパス図書館	73,201 [12,162]	1,083 [121]	2,515 [888]	種	-	-
計	703,675 [203,601]	8,250 [1,620]	13,357 [11,724]	種	-	-

体育館	面積	
	長久手キャンパス	守山キャンパス
長久手キャンパス	3,129 m <sup>2</sup>	-
守山キャンパス	-	1,334 m <sup>2</sup>

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。  
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
  - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
  - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
  - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。  
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。  
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
外国語学部	英米学科	志願者数	364	341	253	325	282	107%	
		合格者数	118	117	110	104	108		
		入学者数	103	105	104	92	100		
		入学定員	100	100	90	90	90		
		入学定員充足率	103%	105%	116%	102%	111%		
		在籍学生数	483	452	473	447	446		
		収容定員	400	400	390	380	370		
		収容定員充足率	121%	113%	121%	118%	121%		
	ヨーロッパ語圏専攻	志願者数	165	151	193	105	223	107%	
		合格者数	54	61	55	57	54		
		入学者数	48	48	46	46	52		
		入学定員	45	45	45	45	45		
		入学定員充足率	107%	107%	102%	102%	116%		
		在籍学生数	227	206	204	216	216		
		収容定員	180	180	180	180	180		
		収容定員充足率	126%	114%	113%	120%	120%		
	スペイン語・ポルトガル語圏専攻	志願者数	216	196	189	165	246	109%	2023年度よりスペイン語圏専攻をスペイン語・ポルトガル語圏専攻に改編
		合格者数	53	54	67	68	67		
		入学者数	48	48	58	64	61		
		入学定員	45	45	55	55	55		
		入学定員充足率	107%	107%	105%	116%	111%		
		在籍学生数	227	215	224	237	263		
		収容定員	180	180	190	200	210		
		収容定員充足率	126%	119%	118%	119%	125%		
	ドイツ語圏専攻	志願者数	164	193	131	188	142	111%	
		合格者数	65	59	59	57	57		
		入学者数	48	49	55	47	50		
		入学定員	45	45	45	45	45		
		入学定員充足率	107%	109%	122%	104%	111%		
		在籍学生数	216	211	220	226	215		
収容定員		180	180	180	180	180			
収容定員充足率		120%	117%	122%	126%	119%			
中国学科	志願者数	279	181	111	258	139	109%		
	合格者数	70	61	63	57	63			
	入学者数	51	53	59	50	60			
	入学定員	50	50	50	50	50			
	入学定員充足率	102%	106%	118%	100%	120%			
	在籍学生数	240	236	229	234	244			
	収容定員	200	200	200	200	200			
	収容定員充足率	120%	118%	115%	117%	122%			
国際関係学科	志願者数	182	214	215	178	252	107%		
	合格者数	64	74	65	65	62			
	入学者数	60	57	58	64	56			
	入学定員	55	55	55	55	55			
	入学定員充足率	109%	104%	105%	116%	102%			
	在籍学生数	265	253	249	262	265			
	収容定員	220	220	220	220	220			
	収容定員充足率	120%	115%	113%	119%	120%			
学部合計	志願者数	1,370	1,276	1,092	1,219	1,284	108%		
	合格者数	424	426	419	408	411			
	入学者数	358	360	380	363	379			
	入学定員	340	340	340	340	340			
	入学定員充足率	105%	106%	112%	107%	111%			
	在籍学生数	1,658	1,573	1,599	1,622	1,649			
	収容定員	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360			
	収容定員充足率	122%	116%	118%	119%	121%			
日本文化学部	国語国文学科	志願者数	207	213	191	205	208	108%	
		合格者数	58	58	56	57	59		
		入学者数	56	54	53	52	56		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	112%	108%	106%	104%	112%		
		在籍学生数	230	227	227	221	224		
		収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	115%	114%	114%	111%	112%		
	歴史文化学科	志願者数	306	221	191	176	196	113%	
		合格者数	68	58	61	61	59		
		入学者数	62	55	55	56	55		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	124%	110%	110%	112%	110%		
		在籍学生数	239	232	238	236	231		
		収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	120%	116%	119%	118%	116%		
学部合計	志願者数	513	434	382	381	404	111%		
	合格者数	126	116	117	118	118			
	入学者数	118	109	108	108	111			
	入学定員	100	100	100	100	100			
	入学定員充足率	118%	109%	108%	108%	111%			
	在籍学生数	469	459	465	457	455			
	収容定員	400	400	400	400	400			
	収容定員充足率	117%	115%	116%	114%	114%			

教育福祉学部	教育発達学科	志願者数	168	137	157	158	145	108%	
		合格者数	49	45	46	46	44		
		入学者数	45	43	42	44	42		
		入学定員	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率	113%	108%	105%	110%	105%		
		在籍学生数	172	172	171	174	170		
		収容定員	160	160	160	160	160		
	収容定員充足率	108%	108%	107%	109%	106%			
	社会福祉学科	志願者数	235	200	165	166	186	109%	
		合格者数	59	58	59	59	57		
		入学者数	55	53	55	59	51		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	110%	106%	110%	118%	102%		
		在籍学生数	224	219	221	230	224		
収容定員		200	200	200	200	200			
収容定員充足率	112%	110%	111%	115%	112%				
学部合計		志願者数	403	337	322	324	331	109%	
		合格者数	108	103	105	105	101		
		入学者数	100	96	97	103	93		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	111%	107%	108%	114%	103%		
		在籍学生数	396	391	392	404	394		
		収容定員	360	360	360	360	360		
		収容定員充足率	110%	109%	109%	112%	109%		
看護学部	看護学科	志願者数	423	381	416	401	433	101%	
		合格者数	94	97	94	92	92		
		入学者数	90	91	92	91	91		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	100%	101%	102%	101%	101%		
		在籍学生数	365	361	368	367	370		
		収容定員	360	360	360	360	360		
収容定員充足率	101%	100%	102%	102%	103%				
学部合計		志願者数	423	381	416	401	433	101%	
		合格者数	94	97	94	92	92		
		入学者数	90	91	92	91	91		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	100%	101%	102%	101%	101%		
		在籍学生数	365	361	368	367	370		
		収容定員	360	360	360	360	360		
		収容定員充足率	101%	100%	102%	102%	103%		
情報科学部	情報科学科	志願者数	366	380	301	447	388	105%	
		合格者数	96	98	98	99	98		
		入学者数	95	95	91	96	94		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	106%	106%	101%	107%	104%		
		在籍学生数	397	409	400	402	410		
		収容定員	360	360	360	360	360		
収容定員充足率	110%	114%	111%	112%	114%				
学部合計		志願者数	366	380	301	447	388	105%	
		合格者数	96	98	98	99	98		
		入学者数	95	95	91	96	94		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	106%	106%	101%	107%	104%		
		在籍学生数	397	409	400	402	410		
		収容定員	360	360	360	360	360		
		収容定員充足率	110%	114%	111%	112%	114%		

研究科名	専攻名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
博士前期課程 国際文化研究科	国際文化専攻	志願者数	19	21	19	19	19	110%	
		合格者数	10	17	12	8	12		
		入学者数	9	17	11	8	10		
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	90%	170%	110%	80%	100%		
		在籍学生数	15	29	35	32	32		
		収容定員	20	20	20	20	20		
	収容定員充足率	75%	145%	175%	160%	160%			
	日本文化専攻	志願者数	8	5	12	5	8	76%	
		合格者数	4	2	5	5	3		
		入学者数	4	2	5	5	3		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	80%	40%	100%	100%	60%		
		在籍学生数	9	8	8	11	10		
収容定員		10	10	10	10	10			
収容定員充足率	90%	80%	80%	110%	100%				
研究科合計		志願者数	27	26	31	24	27	99%	
		合格者数	14	19	17	13	15		
		入学者数	13	19	16	13	13		
		入学定員	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率	87%	127%	107%	87%	87%		
		在籍学生数	24	37	43	43	42		
		収容定員	30	30	30	30	30		
		収容定員充足率	80%	123%	143%	143%	140%		

博士後期課程	國際文化專攻	志願者数	2	3	2	1	2	60%
		合格者数	1	3	2	1	2	
		入学者数	1	3	2	1	2	
		入学定員	3	3	3	3	3	
		入学定員充足率	33%	100%	67%	33%	67%	
		在籍学生数	12	13	14	12	11	
		收容定員	9	9	9	9	9	
	收容定員充足率	133%	144%	156%	133%	122%		
	日本文化專攻	志願者数	1	0	4	0	1	60%
		合格者数	1	0	4	0	1	
		入学者数	1	0	4	0	1	
		入学定員	2	2	2	2	2	
		入学定員充足率	50%	0%	200%	0%	50%	
		在籍学生数	7	5	6	5	5	
收容定員		6	6	6	6	6		
收容定員充足率	117%	83%	100%	83%	83%			
研究科合計		志願者数	3	3	6	1	3	60%
		合格者数	2	3	6	1	3	
		入学者数	2	3	6	1	3	
		入学定員	5	5	5	5	5	
		入学定員充足率	40%	60%	120%	20%	60%	
		在籍学生数	19	18	20	17	16	
		收容定員	15	15	15	15	15	
		收容定員充足率	127%	120%	133%	113%	107%	
人間発達学前期課程	人間発達学專攻	志願者数	16	19	17	14	19	84%
		合格者数	7	12	8	7	10	
		入学者数	7	10	8	7	10	
		入学定員	10	10	10	10	10	
		入学定員充足率	70%	100%	80%	70%	100%	
		在籍学生数	27	29	28	21	20	
		收容定員	20	20	20	20	20	
		收容定員充足率	135%	145%	140%	105%	100%	
研究科合計		志願者数	16	19	17	14	19	84%
		合格者数	7	12	8	7	10	
		入学者数	7	10	8	7	10	
		入学定員	10	10	10	10	10	
		入学定員充足率	70%	100%	80%	70%	100%	
		在籍学生数	27	29	28	21	20	
		收容定員	20	20	20	20	20	
		收容定員充足率	135%	145%	140%	105%	100%	
人間発達学後期課程	人間発達学專攻	志願者数	2	7	8	3	4	80%
		合格者数	1	4	4	1	2	
		入学者数	1	4	4	1	2	
		入学定員	3	3	3	3	3	
		入学定員充足率	33%	133%	133%	33%	67%	
		在籍学生数	12	14	14	14	11	
		收容定員	9	9	9	9	9	
		收容定員充足率	133%	156%	156%	156%	122%	
研究科合計		志願者数	2	7	8	3	4	80%
		合格者数	1	4	4	1	2	
		入学者数	1	4	4	1	2	
		入学定員	3	3	3	3	3	
		入学定員充足率	33%	133%	133%	33%	67%	
		在籍学生数	12	14	14	14	11	
		收容定員	9	9	9	9	9	
		收容定員充足率	133%	156%	156%	156%	122%	
看護学前期課程	看護学專攻	志願者数	30	30	30	36	37	91%
		合格者数	23	19	18	22	22	
		入学者数	23	18	17	20	18	
		入学定員	21	21	21	21	21	
		入学定員充足率	110%	86%	81%	95%	86%	
		在籍学生数	49	52	45	43	44	
		收容定員	42	42	42	42	42	
		收容定員充足率	117%	124%	107%	102%	105%	
研究科合計		志願者数	30	30	30	36	37	91%
		合格者数	23	19	18	22	22	
		入学者数	23	18	17	20	18	
		入学定員	21	21	21	21	21	
		入学定員充足率	110%	86%	81%	95%	86%	
		在籍学生数	49	52	45	43	44	
		收容定員	42	42	42	42	42	
		收容定員充足率	117%	124%	107%	102%	105%	
看護学後期課程	看護学專攻	志願者数	2	4	2	3	2	55%
		合格者数	2	3	2	3	1	
		入学者数	2	3	2	3	1	
		入学定員	4	4	4	4	4	
		入学定員充足率	50%	75%	50%	75%	25%	
		在籍学生数	15	14	14	16	12	
		收容定員	12	12	12	12	12	
		收容定員充足率	125%	117%	117%	133%	100%	
研究科合計		志願者数	2	4	2	3	2	55%
		合格者数	2	3	2	3	1	
		入学者数	2	3	2	3	1	
		入学定員	4	4	4	4	4	
		入学定員充足率	50%	75%	50%	75%	25%	
		在籍学生数	15	14	14	16	12	
		收容定員	12	12	12	12	12	
		收容定員充足率	125%	117%	117%	133%	100%	

情報科学 博士前期課程	情報システム専攻	志願者数	11	10	14	11	12	110%
		合格者数	10	12	10	11	12	
		入学者数	10	12	10	11	12	
		入学定員	10	10	10	10	10	
		入学定員充足率	100%	120%	100%	110%	120%	
		在籍学生数	23	22	23	22	23	
	メディア情報専攻	志願者数	10	17	11	13	10	
		合格者数	9	12	10	13	10	
		入学者数	9	12	10	13	9	
		入学定員	10	10	10	10	10	
		入学定員充足率	90%	120%	100%	130%	90%	
		在籍学生数	21	23	23	24	22	
システム科学専攻	志願者数	11	11	2	12	14		
	合格者数	10	11	6	12	13		
	入学者数	10	11	6	12	13		
	入学定員	10	10	10	10	10		
	入学定員充足率	100%	110%	60%	120%	130%		
	在籍学生数	22	21	17	17	25		
研究科合計	志願者数	32	38	27	36	36		
	合格者数	29	35	26	36	35		
	入学者数	29	35	26	36	34		
	入学定員	30	30	30	30	30		
	入学定員充足率	97%	117%	87%	120%	113%		
	在籍学生数	66	66	63	63	70		
	収容定員	60	60	60	60	60		
	収容定員充足率	110%	110%	105%	105%	117%		
	情報科学 博士後期課程	情報科学専攻	志願者数	1	0	2	0	2
			合格者数	1	0	2	0	2
			入学者数	1	0	2	0	2
			入学定員	3	3	3	3	3
入学定員充足率			33%	0%	67%	0%	67%	
在籍学生数			7	4	5	4	6	
収容定員			9	9	9	9	9	
収容定員充足率			78%	44%	56%	44%	67%	
研究科合計			志願者数	1	0	2	0	2
	合格者数	1	0	2	0	2		
	入学者数	1	0	2	0	2		
	入学定員	3	3	3	3	3		
	入学定員充足率	33%	0%	67%	0%	67%		
	在籍学生数	7	4	5	4	6		
	収容定員	9	9	9	9	9		
	収容定員充足率	78%	44%	56%	44%	67%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	備考
情報科学 学部	情報科学 学科	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(3年次)	2	4	2	3	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	2	4	2	3	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。